

新条文	旧条文
<p>第一編 総則</p> <p>第一章 通則</p> <p>(基本原則)</p> <p>第一条 私権は、公共の福祉に適合しな なければならぬ。</p> <p>2 権利の行使及び義務の履行は、信 義に従い誠実に行わなければならない。 い。</p> <p>3 権利の濫用は、これを許さない。</p> <p>(解釈の基準)</p> <p>第二条 この法律は、個人の尊厳と両 性の本質的平等を旨として、解釈しな ければならない。</p>	<p>第一編 総則</p> <p>第一条 私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ</p> <p>② 権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ</p> <p>③ 権利ノ濫用ハ之ヲ許サス</p> <p>第一条ノ二 本法ハ個人ノ尊厳ト両性 ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釈スヘ シ</p>

第二章 人	第一章 人
<p>第一節 権利能力</p> <p>第三条 私権の享有は、出生に始ま る。</p> <p>2 外国人は、法令又は条約の規定に より禁止される場合を除き、私権を享 有する。</p> <p>第二節 行為能力</p> <p>(成年)</p> <p>第四条 年齢二十歳をもって、成年と する。</p> <p>(未成年者の法律行為)</p> <p>第五条 未成年者が法律行為をするに は、その法定代理人の同意を得なけれ ばならない。ただし、単に権利を得、</p>	<p>第一節 私権ノ享有</p> <p>第一条ノ三 私権ノ享有ハ出生ニ始マ ル</p> <p>第二条 外国人ハ法令又ハ条約ニ禁止 アル場合ヲ除ク外私権ヲ享有ス</p> <p>第二節 能力</p> <p>第三条 満二十年ヲ以テ成年トス</p> <p>第四条 未成年者カ法律行為ヲ為スニ ハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス 但単ニ権利ヲ得又ハ義務ヲ免ルヘキ行為</p>

<p>又は義務を免れる法律行為についてハ此限ニ在ラスは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができ、目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。</p>	<p>② 前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得</p>	<p>2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。</p>	<p>② 前項ノ場合ニ於テ未成年者カ未タ其営業ニ堪ヘサル事跡アルトキハ其法定代理人ハ親族編ノ規定ニ従ヒ其許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得</p>
<p>（未成年者の営業の許可）</p> <p>第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。</p>	<p>第六条 一種又ハ数種ノ営業ヲ許サレタル未成年者ハ其営業ニ関シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス</p>	<p>（後見開始の審判）</p> <p>第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。</p> <p>（成年被後見人及び成年後見人）</p> <p>第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。</p> <p>（成年被後見人の法律行為）</p> <p>第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。</p>	<p>第七条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ヲ欠ク常況ニ在ル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ後見開始ノ審判ヲ為スコトヲ得</p> <p>第八条 後見開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ成年被後見人トシテ之ニ成年後見人ヲ付ス</p> <p>第九条 成年被後見人ノ法律行為ハ之ヲ取消スコトヲ得但日用品ノ購入其他日常生活ニ関スル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ</p>

<p>(後見開始の審判の取消し)</p> <p>第十条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人(未成年後見人及び成年後見人をいう。以下「後見人」と同じ。)、後見監督人(未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下「後見監督人」と同じ。))又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならぬ。</p>	<p>第十条 第七条ニ定メタル原因止ミタシタル者ハ被保佐人トシテ之ニ保佐人ヲ付ス。</p>
<p>(保佐開始の審判)</p> <p>第十一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。</p>	<p>第十一条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ著シク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七条ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ。</p>
<p>(被保佐人及び保佐人)</p> <p>第十二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。</p> <p>(保佐人の同意を要する行為等)</p> <p>第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 元本を領収し、又は利用すること。</li> <li>二 借財又は保証をすること。</li> <li>三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。</li> <li>四 訴訟行為をすること。</li> <li>五 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二項)をすること。</li> </ol>	<p>第十一条ノ二 保佐開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被保佐人トシテ之ニ保佐人ヲ付ス。</p> <p>第十二条 被保佐人カ左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但第九条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 元本ヲ領収シ又ハ之ヲ利用スルコト</li> <li>二 借財又ハ保証ヲ為スコト</li> <li>三 不動産其他重要ナル財産ニ関スル権利ノ得喪ヲ目的トスル行為ヲ為スコト</li> <li>四 訴訟行為ヲ為スコト</li> <li>五 贈与、和解又ハ仲裁合意ヲ為スコト</li> <li>六 相続ノ承認若クハ放棄又ハ遺産ノ分割ヲ為スコト</li> <li>七 贈与若クハ遺贈ヲ拒絶シ又ハ負担付ノ贈与若クハ遺贈ヲ受諾スルコト</li> </ol>

<p>六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。</p>	<p>八 新築、改築、増築又は大修繕ヲ為スコト</p>	<p>同意に代わる許可を与えることができる。</p>	
<p>七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。</p>	<p>九 第六百二条ニ定メタル期間ヲ超ユル賃貸借ヲ為スコト</p>	<p>4 保佐人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。</p>	
<p>八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。</p>	<p>② 家庭裁判所ハ第十一条本文ニ掲ゲタル者又ハ保佐人若クハ保佐監督人ノ請求ニ因リ被保佐人カ前項ニ掲ケサル行為ヲ</p>	<p>(保佐開始の審判等の取消し)</p>	<p>第十三条 第十一条本文ニ定メタル原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス</p>
<p>九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。</p>	<p>為スニモ亦其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得但第九条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ</p>	<p>第十四条 第十一条本文に規定する原本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス</p>	<p>第十三条 第十一条本文ニ定メタル原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス</p>
<p>2 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であつてもその保佐人の同意を得なければならぬ旨の審判をすることができ</p>	<p>③ 保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ保佐人ガ被保佐人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被保佐人ノ請求ニ因リ保佐人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得</p>	<p>2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。</p>	<p>② 家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前条第二項ノ審判ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得</p>
<p>3 保佐人の同意を得なければならぬ行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の</p>	<p>④ 保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得ズシテ為シタルモノハ之ヲ取消スコトヲ得</p>	<p>(補助開始の審判)</p>	<p>第十四条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ不十分ナル者ニ付テハ家</p>
<p>は、被保佐人の請求により、保佐人の</p>		<p>第十五条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者について</p>	<p>第十四条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ不十分ナル者ニ付テハ家</p>

<p>ては、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は檢察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。</p> <p>2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。</p> <p>3 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならぬ。</p> <p>(被補助人及び補助人)</p> <p>第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。</p>	<p>庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七条又ハ第十条本文ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ</p> <p>② 本人以外ノ者ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スニハ本人ノ同意アルコトヲ要ス</p> <p>③ 補助開始ノ審判ハ第十六条第一項ノ審判又ハ第八百七十六条の九第一項ノ審判ト共ニ之ヲ為スコトヲ要ス</p>	<p>第十七条 家庭裁判所は、第十五条第</p>	<p>第十六条 家庭裁判所ハ第十四条第一項本文ニ掲ゲタル者又ハ補助人若クハ補</p>
<p>一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならぬ旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならぬものとする。第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。</p> <p>2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。</p> <p>3 補助人の同意を得なければならぬ行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。</p> <p>4 補助人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取</p>	<p>助監督人ノ請求ニ因リ被補助人が特定ノ法律行為ヲ為スニハ其補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得但其同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ハ第十条第一項ニ定メタル行為ノ一部ニ限ル</p> <p>② 本人以外ノ者ノ請求ニ因リ前項ノ審判ヲ為スニハ本人ノ同意アルコトヲ要ス</p> <p>③ 補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ補助人が被補助人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被補助人ノ請求ニ因リ補助人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得</p> <p>④ 補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得ズシテ為シタルモノハ之ヲ取消スコトヲ得</p>	<p>代わる許可を得ないでしたものは、取</p>	

り消すことができる。

(補助開始の審判等の取消し)

第十八条 第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。	第十七条 第十四条第一項本文二定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス
2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。	② 家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前条第一項ノ審判ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得
3 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。	③ 前条第一項ノ審判及ビ第八百七十六条の九第一項ノ審判ヲ総テ取消ス場合ニ於テハ家庭裁判所ハ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス
(審判相互の関係) 第十九条 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その	第十八条 後見開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ被保佐人又ハ被補助人ナルトキハ家庭裁判所ハ其本人ニ係ル保佐開

本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

2 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときに準用する。

(制限行為能力者の相手方の催告権)

第二十条 制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第七十一条の審判を受けた被補助人という。以下同じ。)の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者の制限を受けない者をいう。以下同じ。となった後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を發し	第十九条 制限能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第七十一条の審判ヲ受ケタル被補助人ヲ謂フ以下同じ)ノ相手方ハ其制限能力者ト為リタル後之ニ對シテ一箇月以上ノ期間内ニ其取消シ得ヘキ行為ヲ追認スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ其制限能力者カ其期間内ニ確答ヲ發セサルトキハ其行為ヲ追認シタルモノト看做ス
② 制限能力者カ未タ能力者トナラサル時ニ於テ其法定代理人、保佐人又ハ補助	

<p>ないときは、その行為を追認したものとみなす。</p>	<p>人ニ対シ其権限内ノ行為ニ付キ前項ノ催告ヲ為スモ其期間内ニ確答ヲ發セサルト</p>
<p>2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を發しないときも、同項後段と同様とする。</p>	<p>キ亦同シ ③ 特別ノ方式ヲ要スル行為ニ付テハ右ノ期間内ニ其方式ヲ踐ミタル通知ヲ發セサルトキハ之ヲ取消シタルモノト看做ス ④ 被保佐人又ハ第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ニ対シテハ第一項ノ期間内ニ其保佐人又ハ補助人ノ追認ヲ得ベキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ其被保佐人又ハ被補助人が其期間内ニ右ノ追認ヲ得タル通知ヲ發セサルトキハ之ヲ取消シタルモノト看做ス</p>
<p>3 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を發しないときは、その行為を取り消したものとみなす。</p>	<p>タルモノト看做ス</p>
<p>4 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができ、この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を發しないときは、その行</p>	<p>為を取り消したものとみなす。</p>

<p>為を取り消したものとみなす。</p>	<p>第二十條 制限能力者カ能力者タルコトヲ信セシムル為メ詐術ヲ用ヒタルトキハ其行為ヲ取消スコトヲ得ス</p>
<p>(制限行為能力者の詐術) 第二十一条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。</p>	<p>第三節 住所 第二十一条 各人ノ生活ノ本拠ヲ以テ其住所トス</p>
<p>(住所) 第二十二条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。</p>	<p>第三節 住所 第二十一条 各人ノ生活ノ本拠ヲ以テ其住所トス</p>
<p>(居所) 第二十三条 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。</p>	<p>第二十三条 住所ノ知レサル場合ニ於テハ居所ヲ以テ住所ト看做ス</p>
<p>2 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、準拠法を定める法律に従いその者の住所地法に</p>	<p>第二十三条 日本ニ住所ヲ有セサル者ハ其日本人タルト外国人タルトヲ問ハス日本ニ於ケル居所ヲ以テ其住所ト看做ス但法例 其他準拠法ヲ定ムル法律ニ從ヒ</p>

<p>よるべき場合は、この限りでない。</p>	<p>其住所ノ法律ニ依ルヘキ場合ハ此限ニ在ラス</p>	<p>は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならない。</p>	
<p>(仮住所) 第二十四条 ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関して、その仮住所を住所とみなす。</p>	<p>第二十四条 或行為ニ付キ仮住所ヲ選定シタルトキハ其行為ニ関シテハ之ヲ住所ト看做ス</p>	<p>(管理人の改任) 第二十六条 不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる。</p>	<p>第二十六条 不在者力管理人ヲ置キタル場合ニ於テ其不在者ノ生死分明ナラサルルトキハ家庭裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ管理人ヲ改任スルコトヲ得</p>
<p>第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告 (不在者の財産の管理) 第二十五条 従来ノ住所又は居所を去った者(以下「不在者」という。)がその財産の管理人(以下この節において単に「管理人」という。)を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずること</p>	<p>第二十五条 従来ノ住所又ハ居所ヲ去リタル者力其財産ノ管理人ヲ置カサリシトキハ家庭裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ其財産ノ管理ニ付キ必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得本人ノ不在中管理人ノ権限力消滅シタルトキ亦同シ</p>	<p>(管理人の職務) 第二十七条 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。</p>	<p>第二十七条 前二条ノ規定ニ依リ家庭裁判所ニ於テ選任シタル管理人ハ其管理スヘキ財産ノ目録ヲ調製スルコトヲ要ス但其費用ハ不在者ノ財産ヲ以テ之ヲ支弁ス</p>
<p>2 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所</p>	<p>② 本人力後日ニ至リ管理人ヲ置キタルトキハ家庭裁判所ハ其管理人、利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ其命令ヲ取消スコトヲ要ス</p>	<p>2 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。</p>	<p>③ 右ノ外総テ家庭裁判所力不在者ノ財</p>



<p>3 前二項に定めるもののほか、家庭産ノ保存ニ必要ト認ムル処分ハ之ヲ管理裁判所は、管理人に対し、不在者の財人ニ命スルコトヲ得産の保存に必要と認める処分を命ずることが出来る。</p>	
<p>(管理人の権限) 第二十八条 管理人は、第一百三三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることが出来る。不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。</p>	<p>第二十八条 管理人ハ第一百三三条ニ定メタル権限ヲ超ユル行為ヲ必要トスルトキハ家庭裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ為スコトヲ得不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ其管理人力不在者ノ定メ置キタル権限ヲ超ユル行為ヲ必要トスルトキ亦同シ</p>
<p>(管理人の担保提供及び報酬) 第二十九条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。</p>	<p>第二十九条 家庭裁判所ハ管理人ヲシテ財産ノ管理及ヒ返還ニ付キ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得</p>
<p>2 家庭裁判所は、管理人と不在者の関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に</p>	<p>② 家庭裁判所ハ管理人ト不在者トノ関係其他ノ事情ニ依リ不在者ノ財産中ヨリ相当ノ報酬ヲ管理人ニ与フルコトヲ得</p>

<p>与えることができる。</p> <p>(失踪の宣告) 第三十条 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることが出来る。</p>	<p>第三十条 不在者ノ生死カ七年間分明ナラサルトキハ家庭裁判所ハ利害関係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ為スコトヲ得</p>
<p>2 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。</p> <p>(失踪の宣告の効力) 第三十一条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。</p>	<p>② 戦地ニ臨ミタル者、沈没シタル船舶中ニ在リタル者其他死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シタル者ノ生死力戦争ノ止ミタル後、船舶ノ沈没シタル後又ハ其他ノ危難ノ去リタル後一年間分明ナラサルトキ亦同シ</p> <p>第三十一条 前条第一項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前条第一項ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト看做シ前条第二項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ危難ノ去リタル時ニ死亡シタルモノト看做ス</p>

(失踪の宣告の取消し)

第三十二条 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならぬ。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。	第三十二条 失踪者ノ生存スルコト又ハ前条ニ定メタル時ト異ナリタル時ト死亡シタルコトノ証明アルトキハ家庭裁判所ハ本人又ハ利害関係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ取消スコトヲ要ス但失踪ノ宣告後其取消前ニ善意ヲ以テ為シタル行為ハ其効力ヲ変セス
2 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。	② 失踪ノ宣告ニ因リテ財産ヲ得タル者ハ其取消ニ因リテ権利ヲ失フモ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テノミ其財産ヲ返還スル義務ヲ負フ

第五節 同時死亡の推定

第五節 同時死亡ノ推定

第三十二条の二 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、	第三十二条ノ二 死亡シタル数人中其一人ガ他ノ者ノ死亡後尚ホ生存シタルコト分明ナラザルトキハ此等ノ者ハ同時ニ死亡シタルモノト推定ス
--	--

同時に死亡したものと推定する。

第三章 法人

第二章 法人

第一節 法人ノ設立

(法人の成立等)

第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。	第三十三条 法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス
---------------------------------------	--------------------------------------

2 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理に	第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得
--	--

(法人の能力)

第三十四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。	第三十四条ノ二 社団法人又ハ財団法人ニ非ザルモノハ其名称中ニ社団法人若クハ財団法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使用スルコトヲ得ズ
--	---

(外国法人)

<p>第三十五条 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。</p>	<p>第三十五条 営利ヲ目的トスル社團ハ 政区画及び外国会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。</p> <p>② 前項ノ社團法人ニハ總テ商會社ニ關スル規定ヲ準用ス</p>
<p>(登記)</p> <p>第三十六条 法人及び外国法人は、この法律その他の法令の定めるところにより、登記をするものとする。</p>	<p>第三十六条 外国法人ハ 国ノ行政區画及ヒ商會社ヲ除ク外其成立ヲ認許セズ但法律又ハ条約ニ依リテ認許セラレタルモノハ此限ニ在ラス</p> <p>② 前項ノ規定ニ依リテ認許セラレタル外國法人ハ日本ニ成立スル同種ノ者ト同一ノ私権ヲ有ス但外國人カ享有スルコトヲ得サル權利及ヒ法律又ハ条約中ニ特別ノ規定アルモノハ此限ニ在ラス</p>
<p>(外国法人の登記)</p> <p>第三十七条 外国法人(第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人に限る。以下この条において同じ。)が日本に事務所を設けたときは、三週間以内に、その事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 外国法人の設立の準拠法</li> <li>二 目的</li> <li>三 名称</li> <li>四 事務所の所在場所</li> <li>五 存続期間を定めたときは、その定め</li> <li>六 代表者の氏名及び住所</li> </ol> <p>2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、登記前であっても、その変更をもって第三者に対抗することができない。</p>	<p>第三十七条 社團法人ノ設立者ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 目的</li> <li>二 名稱</li> <li>三 事務所</li> <li>四 資産ニ關スル規定</li> <li>五 理事ノ任免ニ關スル規定</li> <li>六 社員タル資格ノ得喪ニ關スル規定</li> </ol>

<p>3 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その登記をしなければならぬ。この場合においては、前項後段の規定を準用する。</p>
<p>4 前二項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した日から起算する。</p>
<p>5 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができない。</p>
<p>6 外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。</p>
<p>7 同一の登記所の管轄区域内におい</p>

<p>て事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。</p>	
<p>8 外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠ったときは、五十万円以下の過料に処する。</p>	
<p>第三十八条 削除</p>	<p>第三十八条 社団法人ノ定款ハ総社員ノ四分ノ三以上ノ同意アルトキニ限り之ヲ変更スルコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス</p>
<p>第三十九条 削除</p>	<p>② 定款ノ変更ハ主務官庁ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其効力ヲ生セス</p>
<p>第三十九条 財団法人ノ設立者ハ其設立ヲ目的トスル寄附行為ヲ以テ第三十七条第一号乃至第五号ニ掲ケタル事項ヲ定ムルコトヲ要ス</p>	<p>第三十九条 財団法人ノ設立者ハ其設立ヲ目的トスル寄附行為ヲ以テ第三十七条第一号乃至第五号ニ掲ケタル事項ヲ定ムルコトヲ要ス</p>
<p>第四十条 削除</p>	<p>第四十条 財団法人ノ設立者カ其名称、事務所又ハ理事任免ノ方法ヲ定メスシテ死亡シタルトキハ裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ之ヲ定ムルコ</p>

第四十一条 削除	<p>トヲ要ス</p> <p>第四十一条 生前処分ヲ以テ寄附行為ヲ為ストキハ贈与ニ関スル規定ヲ準用ス</p> <p>② 遺言ヲ以テ寄附行為ヲ為ストキハ遺贈ニ関スル規定ヲ準用ス</p>
第四十二条 削除	<p>第四十二条 生前処分ヲ以テ寄附行為ヲ為シタルトキハ寄附財産ハ法人設立ノ許可アリタル時ヨリ法人ノ財産ヲ組成ス</p> <p>② 遺言ヲ以テ寄附行為ヲ為シタルトキハ寄附財産ハ遺言カ効力ヲ生シタル時ヨリ法人ニ帰属シタルモノト看做ス</p>
第四十三条 削除	<p>第四十三条 法人ハ法令ノ規定ニ從ヒ定款又ハ寄附行為ニ因リテ定マリタル目的ノ範囲内ニ於テ權利ヲ有シ義務ヲ負フ</p>
第四十四条 削除	<p>第四十四条 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス</p> <p>② 法人ノ目的ノ範囲内ニ在ラサル行為</p>
第四十五条 削除	<p>ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帶シテ其賠償ノ責ニ任ス</p>
第四十六条 削除	<p>第四十五条 法人ハ其設立ノ日ヨリ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス</p> <p>② 法人ノ設立ハ其主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス</p> <p>③ 法人設立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス</p> <p>第四十六条 登記スヘキ事項左ノ如シ</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 事務所</p> <p>四 設立許可ノ年月日</p> <p>五 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期</p>

六 資産ノ総額	七 出資ノ方法ヲ定メタルトキハ其方法	八 理事ノ氏名、住所	② 前項ニ掲ケタル事項中ニ変更ヲ生シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其登記ヲ為スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ其変更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス	③ 理事ノ職務ノ執行ヲ停止シ若クハ之ヲ代行スル者ヲ選任スル仮処分又ハ其仮処分ノ変更若クハ取消アリタルトキハ主タル事務所及ビ其他ノ事務所ノ所在地ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テハ前項後段ノ規定ヲ準用ス	第四十七条 第四十五条第一項及ヒ前条ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ニシテ官庁ノ許可ヲ要スルモノハ其許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス
---------	--------------------	------------	---	---	--

第四十八条 削除	第四十八条 法人カ主タル事務所ヲ移転シタルトキハ二週間内ニ旧所在地ニ於テハ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ第四十六条第一項ニ定メタル登記ヲ為シ其他ノ事務所ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第四十六条第一項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ要ス	第四十九条 削除	第四十九条 第四十五条第三項、第四十六条及ヒ前条ノ規定ハ外国法人カ日本ニ事務所ヲ設ケル場合ニモ亦之ヲ適用ス但外国ニ於テ生シタル事項ニ付テハ其通知ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス	② 外国法人カ始メテ日本ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スマテハ他人ハ其法人ノ成立ヲ否認スルコトヲ得
----------	---	----------	--	---

第五十条 削除	第五十条 法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス
第五十一条 削除	第五十一条 法人ハ設立ノ時及ヒ毎年 初ノ三ヶ月内ニ財産目録ヲ作り常ニ之ヲ 事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス但特ニ事業 年度ヲ設クルモノハ設立ノ時及ヒ其年度 ノ終ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス ② 社団法人ハ社員名簿ヲ備ヘ置キ社員 ノ変更アル毎ニ之ヲ訂正スルコトヲ要ス
第五十二条 削除	第五十二条 法人ニハ一人又ハ数人ノ 理事ヲ置クコトヲ要ス ② 理事数人アル場合ニ於テ定款又ハ寄 附行為ニ別段ノ定ナキトキハ法人ノ事務 ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス
第五十三条 削除	第五十三条 理事ハ総テ法人ノ事務ニ 付キ法人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附
第二節 法人ノ管理	
第五十四条 削除	行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ス又社団 法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ従フコトヲ 要ス
第五十五条 削除	第五十四条 理事ノ代理權ニ加ヘタル 制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スル コトヲ得ス
第五十六条 削除	第五十五条 理事ハ定款、寄附行為又 ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルト キニ限り特定ノ行為ノ代理ヲ他人ニ委任 スルコトヲ得
第五十七条 削除	第五十六条 理事ノ欠ケタル場合ニ於 テ遲滞ノ為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ 裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ 因リ仮理事ヲ選任ス
第五十七条 法人ト理事トノ利益相反 スル事項ニ付テハ理事ハ代理權ヲ有セス 此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ特別 代理人ヲ選任スルコトヲ要ス	

第五十八条 削除	第五十八条 法人ニハ定款、寄附行為又ハ總會ノ決議ヲ以テ一人又ハ数人ノ監事ヲ置クコトヲ得
第五十九条 削除	第五十九条 監事ノ職務左ノ如シ 一 法人ノ財産ノ状況ヲ監査スルコト 二 理事ノ業務執行ノ状況ヲ監査スルコト 三 財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ總會又ハ主務官庁ニ報告スルコト 四 前号ノ報告ヲ為ス為メ必要アルトキハ總會ヲ招集スルコト
第六十条 削除	第六十条 社団法人ノ理事ハ少クトモ毎年一回社員ノ通常總會ヲ開クコトヲ要ス
第六十一条 削除	第六十一条 社団法人ノ理事ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得
第六十二条 削除	② 総社員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ日のタル事項ヲ示シテ請求ヲ為シタルトキハ理事ハ臨時總會ヲ招集スルコトヲ要ス但此定数ハ定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得
第六十三条 削除	第六十二条 總會ノ招集ハ少クトモ五日前三其會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ為スコトヲ要ス
第六十四条 削除	第六十三条 社団法人ノ事務ハ定款ヲ以テ理事其他ノ役員ニ委任シタルモノヲ除ク外總會ノ決議ニ依リテ之ヲ行フ
第六十五条 削除	第六十四条 總會ニ於テハ第六十二条ノ規定ニ依リテ予メ通知ヲ為シタル事項ニ付テノミ決議ヲ為スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス
第六十五条 各社員ノ表決権ハ平等ナルモノトス	



第六十六条 削除	<p>② 総会ニ出席セサル社員ハ書面ヲ以テ表決ヲ為シ又ハ代理人ヲ出タスコトヲ得</p> <p>③ 前二項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス</p>
第六十七条 削除	<p>第六十七条 法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ属ス</p> <p>② 主務官庁ハ法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得</p> <p>③ 主務官庁ハ何時ニテモ職権ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得</p>
第六十八条 削除	<p>第三節 法人ノ解散</p> <p>第六十八条 法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス</p> <p>一 定款又ハ寄附行為ヲ以テ定メタル</p>

第六十九条 削除	<p>解散事由ノ発生</p> <p>二 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能</p> <p>三 破産手続開始ノ決定</p> <p>四 設立許可ノ取消</p> <p>② 社団法人ハ前項ニ掲ケタル場合ノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス</p> <p>一 総会ノ決議</p> <p>二 社員ノ欠亡</p>
第七十条 削除	<p>第六十九条 社団法人ハ総社員ノ四分ノ三以上ノ承諾アルニ非サレハ解散ノ決議ヲ為スコトヲ得ス但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス</p> <p>第七十条 法人カ其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債権者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ破産手続開始ノ決定ヲ為ス</p> <p>② 前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産手続開始ノ申立ヲ為スコトヲ要ス</p>

第七十一条 削除	第七十一条 法人カ其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル条件若クハ主務官庁ノ監督上ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ主務官庁ハ其許可ヲ取消スコトヲ得 正当ノ事由ナクシテ引續キ三年以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ	第七十四条 削除	目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ了了ニ至ルマテ尚ホ存続スルモノト看做ス
第七十二条 削除	第七十二条 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人ニ帰屬ス ② 定款又ハ寄附行為ヲ以テ帰屬権利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メサリシトキハ理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為メニ其財産ヲ処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス ③ 前二項ノ規定ニ依リテ処分セラレサル財産ハ国库ニ帰屬ス	第七十五条 削除	第七十五条 前条ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ欠ケタル為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得
第七十三条 削除	第七十三条 解散シタル法人ハ清算ノ	第七十七条 削除	第七十六条 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得
第七十七条 清算人ハ破産手續開始ノ			

	<p>第七十八條 削除</p>
<p>第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ</p> <p>一 現務ノ結了</p> <p>二 債權ノ取立及ヒ債務ノ弁済</p> <p>三 残余財産ノ引渡</p> <p>② 清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ為メニ必要ナル一切ノ行為ヲ為スコトヲ得</p>	<p>決定及ビ設立許可ノ取消ノ場合ヲ除ク外 解散後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二 週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三 週間にニ其氏名、住所及ヒ解散ノ原因、 年月日ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ 届出ツルコトヲ要ス</p> <p>② 清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後 主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、 其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間に ニ其氏名、住所ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主 務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス</p> <p>③ 前項ノ規定ハ設立許可ノ取消ニ因ル 解散ノ際ニ就職シタル清算人ニ之ヲ準用 ス</p>

	<p>第七十九條 削除</p>
<p>第八十條 削除</p>	<p>第七十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ 二个月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債 權者ニ対シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出 ヲ為スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其 期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス</p> <p>② 前項ノ公告ニハ債權者カ期間内ニ申 出ヲ為ササルトキハ其債權ハ清算ヨリ除 斥セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但 清算人ハ知レタル債權者ヲ除外スルコト ヲ得ス</p> <p>③ 清算人ハ知レタル債權者ニハ各別ニ 其申出ヲ催告スルコトヲ要ス</p> <p>第八十條 前条ノ期間後ニ申出テタル 債權者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ帰屬權 利者ニ引渡ササル財産ニ対シテノミ請求 ヲ為スコトヲ得</p> <p>第八十一條 清算中ニ法人ノ財産カ其 債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナル ニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産手 続開始ノ申立ヲ為シテ其旨ヲ公告スルコ</p>
<p>第八十一條 削除</p>	<p>第七十九條 削除</p>

第八十二条 削除	トヲ要ス	② 清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス ③ 本条ノ場合ニ於テ既ニ債権者ニ支払ヒ又ハ帰属権利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得
第八十三条 削除	第四節 補則	第八十二条 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ属ス ② 裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為スコトヲ得 第八十三条 清算力結了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス
第八十四条 削除	第五節 罰則	第八十三条ノ三 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ニ属スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ知事其他ノ執行機關ニ於テ其全部又ハ一部ヲ処理スルコトトスルコトヲ得 ② 前項ノ場合ニ於テ主務官庁ハ政令ノ定ムル所ニ依リ法人ニ対スル監督上ノ命令又ハ設立許可ノ取消ニ付キ都道府県ノ執行機關ニ対シ指示ヲ為スコトヲ得 ③ 第一項ノ場合ニ於テ主務官庁ハ都道府県ノ執行機關ガ其事務ヲ処理スルニ当リテ依ルベキ基準ヲ定ムルコトヲ得 ④ 主務官庁ガ前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スルコトヲ要ス
第八十三条ノ二 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得	第八十四条 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十万円以下ノ過料ニ処セラル 一 本章ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ	

怠りタルトキ

二 第五十一条ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ニ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

三 第六十七条又ハ第八十二条ノ場合ニ於テ主務官庁、其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関又ハ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

三ノ二 主務官庁又ハ其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ノ監督上ノ命令ニ違反シタルトキ

四 官庁、主務官庁ノ権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関又ハ總會ニ対シ不実ノ申立ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

五 第七十条又ハ第八十一条ノ規定ニ反シ破産手続開始ノ申立ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六 第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公

告ヲ為シタルトキ

第八十四条ノ二 第三十四条ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ十万円以下ノ過料ニ処セラレ

第三章 物

第四章 物

(定義)

第八十五条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

(不動産及び動産)

第八十六条 土地及びその定着物は、不動産とする。

2 不動産以外の物は、すべて動産とする。

3 無記名債権は、動産とみなす。

(主物及び従物)

第八十七条 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属スニ供スル為メ自己ノ所有ニ属スル他ノ物

第八十七条 物ノ所有者カ其物ノ常用ニ供スル為メ自己ノ所有ニ属スル他ノ物

<p>他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とする。</p> <p>2 従物は、主物の処分に従う。</p> <p>(天然果実及び法定果実)</p> <p>第八十八条 物の用法に従い収取する産出物を天然果実とする。</p> <p>2 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法定果実とする。</p> <p>(果実の帰属)</p> <p>第八十九条 天然果実は、その元物から分離する時に、これを収取する権利を有する者に帰属する。</p> <p>2 法定果実は、これを収取する権利の存続期間に応じて、日割計算によりこれを取得する。</p>	<p>ヲ以テ之ニ附属セシメタルトキハ其附属セシメタル物ヲ従物トス</p> <p>② 従物ハ主物ノ処分ニ随フ</p> <p>第八十八条 物ノ用方ニ従ヒ収取スル産出物ヲ天然果実トス</p> <p>② 物ノ使用ノ対価トシテ受クヘキ金銭其他ノ物ヲ法定果実トス</p> <p>第八十九条 天然果実ハ其元物ヨリ分離スル時ニ之ヲ収取スル権利ヲ有スル者ニ属ス</p> <p>② 法定果実ハ之ヲ収取スル権利ノ存続期間日割ヲ以テ之ヲ取得ス</p>	<p>(公序良俗)</p> <p>第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。</p> <p>(任意規定と異なる意思表示)</p> <p>第九十一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に關しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。</p> <p>(任意規定と異なる慣習)</p> <p>第九十二条 法令中の公の秩序に關しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。</p>	<p>第九十条 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス</p> <p>第九十一条 法律行為ノ当事者カ法令中ノ公ノ秩序ニ関セサル規定ニ異ナリタル意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ</p> <p>第九十二条 法令中ノ公ノ秩序ニ関セサル規定ニ異ナリタル慣習アル場合ニ於テ法律行為ノ当事者カ之ニ依ル意思ヲ有セルモノト認ムヘキトキハ其慣習ニ従フ</p>
<p>第五章 法律行為</p> <p>第一節 総則</p>	<p>第四章 法律行為</p> <p>第一節 総則</p>	<p>第二節 意思表示</p> <p>第九十三条 意思表示は、表意者がその</p>	<p>第二節 意思表示</p> <p>第九十三条 意思表示ハ表意者カ其真</p>

<p>の真意ではないことを知っていたとき であっても、そのためにその効力を妨 げられない。ただし、相手方が表意者 の真意を知り、又は知ることができ たときは、その意思表示は、無効とす る。</p>	<p>意ニ非サルコトヲ知りテ之ヲ為シタル為 メ其効力ヲ妨ケラルルコトナシ但相手方 カ表意者ノ真意ヲ知り又ハ之ヲ知ルコト ヲ得ヘカリシトキハ其意思表示ハ無効ト ス</p>
<p>(虚偽表示) 第九十四条 相手方と通じてした虚偽 の意思表示は、無効とする。</p>	<p>第九十四条 相手方ト通シテ為シタル 虚偽ノ意思表示ハ無効トス</p>
<p>2 前項の規定による意思表示の無効 は、善意の第三者に対抗することがで きない。</p>	<p>② 前項ノ意思表示ノ無効ハ之ヲ以テ善 意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス</p>
<p>(錯誤) 第九十五条 意思表示は、法律行為の 要素に錯誤があったときは、無効とす る。ただし、表意者に重大な過失があ ったときは、表意者は、自らその無効 を主張することができない。</p>	<p>第九十五条 意思表示ハ法律行為ノ要 素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス但表意 者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者 自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ス</p>
<p>第九十六条 詐欺又は強迫による意思 表示は、取り消すことができる。</p>	<p>第九十六条 詐欺又ハ強迫ニ因ル意思 表示ハ之ヲ取消スコトヲ得</p>
<p>2 相手方に対する意思表示について 第三者が詐欺を行った場合において は、相手方がその事実を知っていたと きに限り、その意思表示を取り消すこ とができる。</p>	<p>② 或人ニ対スル意思表示ニ付キ第三者 カ詐欺ヲ行ヒタル場合ニ於テハ相手方カ 其事実ヲ知りタルトキニ限り其意思表示 ヲ取消スコトヲ得</p>
<p>3 前二項の規定による詐欺による意 思表示の取消しは、善意の第三者に対 抗することができない。</p>	<p>③ 詐欺ニ因ル意思表示ノ取消ハ之ヲ以 テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス</p>
<p>(隔地者に対する意思表示) 第九十七条 隔地者に対する意思表示 は、その通知が相手方に到達した時か らその効力を生ずる。</p>	<p>第九十七条 隔地者ニ対スル意思表示 ハ其通知ノ相手方ニ到達シタル時ヨリ其 効力ヲ生ス</p>
<p>2 隔地者に対する意思表示は、表意 者が通知を発した後に死亡し、又は行 為能力を喪失したときであっても、そ のためにその効力を妨げられない。</p>	<p>② 表意者カ通知ヲ発シタル後ニ死亡シ 又ハ能力ヲ失フモ意思表示ハ之カ為メニ 其効力ヲ妨ケラルルコトナシ</p>
<p>(公示による意思表示) 第九十八条 意思表示は、表意者が相</p>	<p>第九十七条ノ二 意思表示ハ表意者カ</p>

<p>手方を知ることができず、又はその所 在を知ることができないときは、公示 の方法によってすることができる。</p>	<p>相手方ヲ知ルコト能ハス又ハ其所在ヲ知 ルコト能ハサルトキハ公示ノ方法ニ依リ テ之ヲ為スコトヲ得</p>
<p>2 前項の公示は、公示送達に関する 民事訴訟法（平成八年法律第九号） の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示 し、かつ、その掲示があったことを官 報に少なくとも一回掲載して行う。た だし、裁判所は、相当と認めるとき は、官報への掲載に代えて、市役所、 区役所、町村役場又はこれらに準ずる 施設の掲示場に掲示すべきことを命ず ることができる。</p>	<p>② 前項ノ公示ハ公示送達ニ関スル民事 訴訟法ノ規定ニ從ヒ裁判所ノ掲示場ニ 掲示シ且其掲示アリタルコトヲ官報及ヒ 新聞紙ニ少クモ一回掲載シテ之ヲ為ス但 裁判所相当ト認ムルトキハ官報及ヒ新聞 紙ノ掲載ニ代ヘ市役所、町村役場又ハ之 ニ準スヘキ施設ノ掲示場ニ掲示スヘキコ トヲ命スルコトヲ得</p> <p>③ 公示ニ依ル意思表示ハ最後ニ官報若 クハ新聞紙ニ掲載シタル日又ハ其掲載ニ 代ハル掲示ヲ始メタル日ヨリ二週間ヲ經 過シタル時ニ相手方ニ到達シタルモノト 看做ス但表意者カ相手方ヲ知ラス又ハ其 所在ヲ知ラサルニ付キ過失アリタルトキ 所在ヲ知ラサルニ付キ過失アリタルトキ ハ到達ノ効力ヲ生セス</p>
<p>3 公示による意思表示は、最後に官 報に掲載した日又はその掲載に代わる 掲示を始めた日から二週間を経過した 時に、相手方に到達したものとみな す。ただし、表意者が相手方を知らな いこと又はその所在を知らないことに ついて過失があったときは、到達の効 力を生じない。</p>	<p>④ 公示ニ関スル手続ハ相手方ヲ知ルコ ト能ハサル場合ニ於テハ表意者ノ住所 地、相手方ノ所在ヲ知ルコト能ハサル場 合ニ於テハ相手方ノ最後ノ住所地ノ簡易</p>
<p>4 公示に関する手続は、相手方を知</p>	<p>合ニ於テハ相手方ノ最後ノ住所地ノ簡易</p>
<p>ることができない場合には表意者の住 所地の、相手方の所在を知ることがで きない場合には相手方の最後の住所地 の簡易裁判所の管轄に属する。</p>	<p>裁判所ノ管轄ニ属ス ⑤ 裁判所ハ表意者ヲシテ公示ニ関スル 費用ヲ予納セシムルコトヲ要ス</p>
<p>5 裁判所は、表意者に、公示に関す る費用を予納させなければならない。 (意思表示の受領能力)</p>	<p>第九十八条ノ二 意思表示ノ相手方カ之ヲ 受ケタル時ニ未成年者又ハ成年被後見人 ハ成年被後見人であつたときは、その 意思表示をもつてその相手方に対抗す ることができない。ただし、その法定 代理人がその意思表示を知つた後は、 この限りでない。</p>
<p>第三節 代理 (代理行為の要件及び効果)</p>	<p>第九十九条 代理人カ其権限内ニ於テ 本人ノ為メニスルコトヲ示シテ為シタル 意思表示ハ直接ニ本人ニ対シテ其効力ヲ</p>
<p>第九十九条 代理人がその権限内にお いて本人のために示してし た意思表示は、本人に対して直接にそ</p>	<p>第九十九条 代理人カ其権限内ニ於テ 本人ノ為メニスルコトヲ示シテ為シタル 意思表示ハ直接ニ本人ニ対シテ其効力ヲ</p>



<p>の効力を生ずる。</p>	<p>生ス</p>
<p>2 前項の規定は、第三者が代理人に對してした意思表示について準用する。</p>	<p>② 前項ノ規定ハ第三者カ代理人ニ對シテ為シタル意思表示ニ之ヲ準用ス</p>
<p>(本人のためにすることを示さない意思表示)</p>	<p></p>
<p>第百条 代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなす。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、前条第一項の規定を準用する。</p>	<p>第百条 代理人カ本人ノ為メニスルコトヲ示サスシテ為シタル意思表示ハ自己ノ為メニ之ヲ為シタルモノト看做ス但相手方カ本人ノ為メニスルコトヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ前条第一項ノ規定ヲ準用ス</p>
<p>(代理行為の瑕疵)</p>	<p></p>
<p>第百一条 意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことよつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとす。</p>	<p>第百一条 意思表示ノ効力カ意思ノ欠缺、詐欺、強迫又ハ或事情ヲ知リタルコト若クハ之ヲ知ラサル過失アリタルコトニ因リテ影響ヲ受クヘキ場合ニ於テ其事実ノ有無ハ代理人ニ付キ之ヲ定ム</p> <p>② 特定ノ法律行為ヲ為スコトヲ委託セラレタル場合ニ於テ代理人カ本人ノ指図</p>
<p>2 特定の法律行為をすることを委託された場合において、代理人が本人の指図に従つてその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。</p>	<p>ニ從ヒ其行為ヲ為シタルトキハ本人ハ其自ラ知リタル事情ニ付キ代理人ノ不知ヲ主張スルコトヲ得ス其過失ニ因リテ知ラサリシ事情ニ付キ亦同シ</p>
<p>(代理人の行為能力)</p>	<p></p>
<p>第百二条 代理人は、行為能力者であることを要しない。</p>	<p>第百二条 代理人ハ能力者タルコトヲ要セス</p>
<p>(権限の定めのない代理人の権限)</p>	<p></p>
<p>第百三条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。</p> <p>一 保存行為</p> <p>二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為</p>	<p>第百三条 権限ノ定ナキ代理人ハ左ノ行為ノミヲ為ス権限ヲ有ス</p> <p>一 保存行為</p> <p>二 代理ノ目的タル物又ハ権利ノ性質ヲ変セサル範囲内ニ於テ其利用又ハ改良ヲ目的トスル行為</p>

<p>(任意代理人による復代理人の選任)</p> <p>第四百四条 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。</p>	<p>第四百四条 委任ニ因ル代理人ハ本人ノ許諾ヲ得タルトキ又ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキニ非サレハ復代理人ヲ選任スルコトヲ得ス</p>
<p>(復代理人を選任した代理人の責任)</p> <p>第二百五条 代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。</p> <p>2 代理人は、本人の指名に従って復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、この限りでない。</p>	<p>第二百五条 代理人カ前条ノ場合ニ於テ復代理人ヲ選任シタルトキハ選任及ヒ監督ニ付キ本人ニ対シテ其責ニ任ス</p> <p>② 代理人カ本人ノ指名ニ従ヒテ復代理人ヲ選任シタルトキハ其不適任又ハ不誠実ナルコトヲ知リテ之ヲ本人ニ通知シ又ハ之ヲ解任スルコトヲ怠リタルニ非サレハ其責ニ任セス</p>
<p>(法定代理人による復代理人の選任)</p> <p>第六百六条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。</p>	<p>第六百六条 法定代理人ハ其責任ヲ以テ復代理人ヲ選任スルコトヲ得但己ムコト</p>
<p>この場合において、やむを得ない事由があるときは、前条第一項の責任のみを負う。</p> <p>(復代理人の権限等)</p> <p>第七百七条 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。</p> <p>2 復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。</p>	<p>この場合において、やむを得ない事由ヲ得サル事由アリタルトキハ前条第一項ニ定メタル責任ノミヲ負フ</p> <p>第七百七条 復代理人ハ其権限内ノ行為ニ付キ本人ヲ代表ス</p> <p>② 復代理人ハ本人及ヒ第三者ニ対シテ代理人ト同一ノ権利義務ヲ有ス</p>
<p>(自己契約及び双方代理)</p> <p>第八百八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。</p>	<p>第八百八条 何人ト雖モ同一ノ法律行為ニ付キ其相手方ノ代理人ト為リ又ハ当事者双方ノ代理人ト為ルコトヲ得ス但債務ノ履行ニ付テハ此限ニ在ラス</p>
<p>(代理権授与の表示による表見代理)</p> <p>第九百九条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代</p>	<p>第九百九条 第三者ニ対シテ他人ニ代理権ヲ与ヘタル旨ヲ表示シタル者ハ其代理権ノ範囲内ニ於テ其他人ト第三者トノ間</p>

<p>理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。</p>	<p>二為シタル行為ニ付キ其責ニ任ス</p>
<p>(権限外の行為の表見代理)      第一百十条 前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると思すべき正当な理由があるときについて準用する。</p>	<p>第一百十条 代理人カ其権限外ノ行為ヲ為シタル場合ニ於テ第三者カ其権限アリト信スヘキ正当ノ理由ヲ有セシトキハ前条ノ規定ヲ準用ス</p>
<p>(代理権の消滅事由)      第一百一十一条 代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。      一 本人の死亡      二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。</p>	<p>第一百一十一条 代理権ハ左ノ事由ニ因リテ消滅ス      一 本人ノ死亡      二 代理人ノ死亡又ハ代理人ガ破産手続開始ノ決定若クハ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト</p>
<p>2 委任による代理権は、前項各号に</p>	<p>② 此他委任ニ因ル代理権ハ委任ノ終了</p>

<p>掲げる事由のほか、委任の終了によって消滅する。</p>	<p>二因リテ消滅ス</p>
<p>(代理権消滅後の表見代理)      第一百十二条 代理権の消滅は、善意の第三者に対抗することができない。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。</p>	<p>第一百十二条 代理権ノ消滅ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス但第三者カ過失ニ因リテ其事実ヲ知ラザリシトキハ此限ニ在ラス</p>
<p>(無権代理)      第一百三十三条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。</p>	<p>第一百三十三条 代理権ヲ有セサル者カ他人ノ代理人トシテ為シタル契約ハ本人カ其追認ヲ為スニ非サレハ之ニ対シテ其効力ヲ生セス</p>
<p>2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければならない。その相手方が抗スルコトヲ得ず但相手方カ其事実ヲ知ることができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。</p>	<p>② 追認又ハ其拒絶ハ相手方ニ対シテ之ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ対抗スルコトヲ得ズ但相手方カ其事実ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス</p>
<p>(無権代理の相手方の催告権)</p>	<p></p>

<p>第百十四條 前条の場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をすることが確答すべき旨の催告をすることが出来る。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。</p>	<p>前条ノ場合ニ於テ相手方ハ相当ノ期間ヲ定メ其期間内ニ追認ヲ為スヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ本人ニ催告スルコトヲ得若シ本人カ其期間内ニ確答ヲ為ササルトキハ追認ヲ拒絶シタルモノト看做ス</p>
<p>(無権代理の相手方の取消権) 第百十五條 代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時に代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。</p>	<p>第百十五條 代理権ヲ有セサル者ノ為シタル契約ハ本人ノ追認ナキ間ハ相手方ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得但契約ノ當時相手方カ代理権ナキコトヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス</p>
<p>(無権代理行為の追認) 第百十六條 追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。</p>	<p>第百十六條 追認ハ別段ノ意思表示ナキトキハ契約ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ス但第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス</p>
<p>(無権代理人の責任) 第百十七條 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかったときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。 2 前項の規定は、他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によって知らなかったとき、又は他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかったときは、適用しない。</p>	<p>第百十七條 他人ノ代理人トシテ契約ヲ為シタル者カ其代理権ヲ証明スルコト能ハス且本人ノ追認ヲ得サリシトキハ相手方ノ選択ニ從ヒ之ニ對シテ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ス ② 前項ノ規定ハ相手方カ代理権ナキコトヲ知リタルトキ若クハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキ又ハ代理人トシテ契約ヲ為シタル者カ其能力ヲ有セサリシトキハ之ヲ適用セス</p>
<p>(単独行為の無権代理) 第百十八條 単独行為については、その行為の時に代理権を有しない者が代理権を有することに同意し、又はその代理権を争わなかったときに限り、第百三条から前条までの規定を準用する。</p>	<p>第百十八條 単独行為ニ付テハ其行為ノ當時相手方カ代理人ト称スル者ノ代理権ナクシテ之ヲ為スコトニ同意シ又ハ其代理権ヲ争ハサリシトキニ限り前五条ノ規定ヲ準用ス代理権ヲ有セサル者ニ對シ其同意ヲ得テ単独行為ヲ為シタルトキ亦</p>

<p>代理権を有しない者に対しその同意を得て単独行為をしたときも、同様とする。</p>		<p>人に限り、取り消すことができる。</p>	
<p>第四節 無効及び取消し</p>	<p>第四節 無効及ヒ取消</p>	<p>(取消しの効果)</p>	<p>第二百一十一条 取消シタル行為ハ初ヨリ無効ナリシモノト看做ス但制限能力者ハ其行為ニ因リテ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テ償還ノ義務ヲ負フ</p>
<p>(無効な行為の追認)</p> <p>第十九条 無効な行為は、追認によつても、その効力を生じない。ただし、当事者がその行為の無効であることを知って追認をしたときは、新たな行為をしたものとみなす。</p>	<p>第十九条 無効ノ行為ハ追認ニ因リテ其効力ヲ生セス但当事者カ其無効ナルコトヲ知リテ追認ヲ為シタルトキハ新ナル行為ヲ為シタルモノト看做ス</p>	<p>(取り消すことができる行為の追認)</p> <p>第二十二條 取り消すことができる行為は、第二十条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。ただし、追認によつて第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス</p>	<p>第二十二條 取消シ得ヘキ行為ハ第二十条ニ掲ケタル者カ之ヲ追認シタルトキハ初ヨリ有効ナリシモノト看做ス但第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス</p>
<p>(取消権者)</p> <p>第二十条 行為能力の制限によつて取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。</p>	<p>第二十条 能力ノ制限ニ因リテ取消シ得ヘキ行為ハ制限能力者又ハ其代理人、承継人若クハ同意ヲ為スコトヲ得ル者ニ限り之ヲ取消スコトヲ得</p>	<p>(取消し及び追認の方法)</p> <p>第二十三條 取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は、相手方に対する意思表示によつてする。</p>	<p>第二十三條 取消シ得ヘキ行為ノ相手方カ確定セル場合ニ於テ其取消又ハ追認ハ相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス</p>
<p>2 詐欺又は強迫によつて取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継</p>	<p>ハ其代理人若クハ承継人ニ限り之ヲ取消スコトヲ得</p>		

<p>(追認の要件)</p> <p>第二百二十四条 追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 成年被後見人は、行為能力者となつた後にその行為を了知したときは、その了知をした後でなければ、追認をすることができない。</p> <p>3 前二項の規定は、法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合には、適用しない。</p>	<p>第二百二十四条 追認ハ取消ノ原因タル      ② 成年被後見人ガ能力者ト為リタル後      其行為ヲ了知シタルトキハ其了知シタル      後ニ非サレハ追認ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>③ 前二項ノ規定ハ法定代理人又ハ制限      能力者ノ保佐人若クハ補助人カ追認ヲ為      ス場合ニハ之ヲ適用セス</p>	<p>三 更改</p> <p>四 担保の供与</p> <p>五 取り消すことができる行為によつて取得した権利の全部又は一部の譲渡</p> <p>六 強制執行</p>	<p>四 担保ノ供与</p> <p>五 取消シ得ヘキ行為ニ因リテ取得シタル権利ノ全部又ハ一部ノ譲渡</p> <p>六 強制執行</p>
<p>(法定追認)</p> <p>第二百二十五条 前条の規定により追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。</p> <p>一 全部又は一部の履行</p> <p>二 履行の請求</p>	<p>第二百二十五条 前条ノ規定ニ依リ追認      ヲ為スコトヲ得ル時ヨリ後取消シ得ヘキ      行為ニ付キ左ノ事実アリタルトキハ追認      ヲ為シタルモノト看做ス但異議ヲ留メタ      ルトキハ此限ニ在ラス</p> <p>一 全部又ハ一部ノ履行</p> <p>二 履行ノ請求</p>	<p>第五節 条件及び期限</p> <p>(条件が成就した場合の効果)</p> <p>第二百二十七条 停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。</p> <p>2 解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。</p> <p>3 当事者が条件が成就した場合の効</p>	<p>第五節 条件及び期限</p> <p>第二百二十七条 停止条件付法律行為ハ      条件成就ノ時ヨリ其効力ヲ生ス</p> <p>② 解除条件付法律行為ハ条件成就ノ時      ヲリ其効力ヲ失フ</p> <p>③ 当事者カ条件成就ノ効果ヲ其成就以      前ニ遡ラシムル意思ヲ表示シタルトキハ</p>

<p>果をその成就した時以前にさかのぼらせる意思を表示したときは、その意思に従う。</p>	<p>其意思ニ従フ</p>
<p>(条件の成否未定の間における相手方の利益の侵害の禁止)</p>	
<p>第二百二十八条 条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の利益を害することができない。</p>	<p>第二百二十八条 条件付法律行為ノ各当事者ハ条件ノ成否未定ノ間ニ於テ条件ノ成就ニ因リ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス</p>
<p>(条件の成否未定の間における権利の処分等)</p> <p>第二百二十九条 条件の成否が未定である間における当事者の権利義務は、一般の規定に従い、処分し、相続し、若しくは保存し、又はそのために担保を供することができる。</p>	<p>第二百二十九条 条件ノ成否未定ノ間ニ於ケル当事者ノ権利義務ハ一般ノ規定ニ般の規定に従い、処分、相続、保存又ハ担保スルコトヲ得</p>
<p>(条件の成就の妨害)</p>	
<p>第三十条 条件が成就することによ</p>	<p>第三十条 条件ノ成就ニ因リテ不利</p>
<p>って不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。</p>	<p>益ヲ受クヘキ当事者カ故意ニ其条件ノ成就ヲ妨ケタルトキハ相手方ハ其条件ヲ成就シタルモノト看做スコトヲ得</p>
<p>(既成条件)</p>	
<p>第三十一条 条件が法律行為の時に既に成就していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無条件とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無効とする。</p>	<p>第三十一条 条件カ法律行為ノ当時既ニ成就セル場合ニ於テ其条件カ停止条件ナルトキハ其法律行為ハ無条件トシ解除条件ナルトキハ無効トス</p> <p>② 条件ノ不成就カ法律行為ノ当時既ニ確定セル場合ニ於テ其条件カ停止条件ナルトキハ其法律行為ハ無効トシ解除条件ナルトキハ無条件トス</p>
<p>2 条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無効とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無条件とする。</p>	<p>③ 前二項ノ場合ニ於テ当事者カ条件ノ成就又ハ不成就ヲ知ラサル間ハ第二百二十八条及ヒ第二百二十九条ノ規定ヲ準用ス</p>
<p>3 前二項に規定する場合において、当事者が条件が成就したこと又は成就しなかったことを知らない間は、第二百二十八条及び第二百二十九条の規定を準</p>	

用する。		限が到来するまで、これを請求することができない。	来スルマテ之ヲ請求スルコトヲ得ス
<p>(不法条件)</p> <p>第三百二十二条 不法な条件を付した法律行為は、無効とする。不法な行為をしないことを条件とするものも、同様とする。</p>	<p>第三百二十二条 不法ノ条件ヲ附シタル法律行為ハ無効トス不法行為ヲ為ササルヲ以テ条件トスルモノ亦同シ</p>	<p>2 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。</p>	<p>② 法律行為ニ終期ヲ附シタルトキハ其法律行為ノ効力ハ期限ノ到来シタル時ニ於テ消滅ス</p>
<p>(不能条件)</p> <p>第三百十三条 不能の停止条件を付した法律行為は、無効とする。</p> <p>2 不能の解除条件を付した法律行為は、無条件とする。</p>	<p>第三百十三条 不能ノ停止条件ヲ附シタル法律行為ハ無効トス</p> <p>② 不能ノ解除条件ヲ附シタル法律行為ハ無条件トス</p>	<p>(期限の利益及びその放棄)</p> <p>第三百十六条 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。</p> <p>2 期限の利益は、放棄することができ。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。</p>	<p>第三百十六条 期限ハ債務者ノ利益ノ為メニ定メタルモノト推定ス</p> <p>② 期限ノ利益ハ之ヲ拋棄スルコトヲ得但之カ為メニ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス</p>
<p>(随意条件)</p> <p>第三百十四条 停止条件付法律行為は、その条件が単に債務者の意思のみに係るときは、無効とする。</p>	<p>第三百十四条 停止条件付法律行為ハ其条件カ単ニ債務者ノ意思ノミニ係ルトキハ無効トス</p>	<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第三百十七条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。</p> <p>一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。</p> <p>三 債務者が担保を供する義務を負う</p>	<p>第三百十七条 左ノ場合ニ於テハ債務者ハ期限ノ利益ヲ主張スルコトヲ得ス</p> <p>一 債務者カ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキ</p> <p>二 債務者カ担保ヲ毀滅シ又ハ之ヲ減少シタルトキ</p> <p>三 債務者カ担保ヲ供スル義務ヲ負フ場合ニ於テ之ヲ供セサルトキ</p>
<p>(期限の到来の効果)</p> <p>第三百十五条 法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は、期</p>	<p>第三百十五条 法律行為ニ始期ヲ附シタルトキハ其法律行為ノ履行ハ期限ノ到</p>		



場合において、これを供しないとき。

第六章 期間の計算

第五章 期間

(期間の計算の通則)

第三百三十八条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。

(期間の起算)

第三百三十九条 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

第四百十条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

(期間の満了)

第四百十一条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

第四百十二条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限る。期間は、その翌日に満了する。

(暦による期間の計算)

第四百十三条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応ずる日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応ずる日がない

第四百十一条 前条の場合ニ於テハ期間ノ末日ノ終了ヲ以テ期間ノ満了トス

第四百十二条 期間ノ末日カ大祭日、日曜日其他ノ休日ニ当タルトキハ其日ニ取引ヲ為ササル慣習アル場合ニ限り期間ハ其翌日ヲ以テ満了ス

第四百十三条 期間ヲ定ムルニ週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ暦ニ從ヒテ之ヲ算ス

② 週、月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ週、月又ハ年ニ於テ其起算日ニ応ズル日ノ前日ヲ以テ満了ス但月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ応當日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ満期日トス

ときは、その月の末日に満了する。		由によって中断する。	テ中断ス
第七章 時効	第八章 時効	一 請求	一 請求
第一節 総則	第一節 総則	二 差押え、仮差押え又は仮処分	二 差押、仮差押又ハ仮処分
(時効の効力)		三 承認	三 承認
第四百四十四条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。	第四百四十四条 時効ノ効力ハ其起算日ニ遡ル	(時効の中断の効力が及ぶ者の範囲)	第四百四十八条 前条ノ時効中断ハ当事者及び其承継人ノ間ニ於テノ其効力ヲ有ス
(時効の援用)		第四百四十八条 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。	第四百四十九条 前条ノ時効中断ハ当事者及び其承継人ノ間ニ於テノ其効力ヲ有ス
第四百四十五条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。	第四百四十五条 時効ハ当事者カ之ヲ援用スルニ非サレハ裁判所之ニ依リテ裁判ヲ為スコトヲ得ス	(裁判上の請求)	第四百四十九条 裁判上ノ請求ハ訴ノ却下又ハ取下ノ場合ニ於テハ時効中断ノ効力ヲ生セス
(時効の利益の放棄)		第四百四十九条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。	第四百四十九条 裁判上ノ請求ハ訴ノ却下又ハ取下ノ場合ニ於テハ時効中断ノ効力ヲ生セス
第四百四十六条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。	第四百四十六条 時効ノ利益ハ予メ之ヲ拋棄スルコトヲ得ス	(支払督促)	第四百五十条 支払督促ハ債権者カ法定ノ期間内ニ仮執行ノ宣言ノ申立ヲ為ササルニ因リ其効力ヲ失フトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス
第四百四十七条 時効は、次に掲げる事由により中断する。	第四百四十七条 時効ハ左ノ事由ニ因リ	第五百十条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。	第五百十条 支払督促ハ債権者カ法定ノ期間内ニ仮執行ノ宣言ノ申立ヲ為ササルニ因リ其効力ヲ失フトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス

<p>(和解及び調停の申立て)</p> <p>第五百五十一条 和解の申立て又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。</p>	<p>第五百五十一条 和解ノ為メニスル呼出ハ相手方カ出頭セス又ハ和解ノ調ハサルハ時効中断ノ効力ヲ生セス任意出頭ノ場ニ於テ和解ノ調ハサルトキ亦同シ</p>
<p>(破産手続参加等)</p> <p>第五百五十二条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。</p>	<p>第五百五十二条 破産手続参加、再生手続参加又ハ更生手続参加ハ債権者カ其申立又ハ届出ヲ取下ゲ又ハ之カ却下セラレタルトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス</p>
<p>(催告)</p> <p>第五百五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しく</p>	<p>第五百五十三条 催告ハ六个月内ニ裁判上ノ請求、和解ノ為メニスル呼出若クハ任意出頭、破産手続参加、再生手続参</p>
<p>は家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。</p>	<p>加、更生手続参加、差押、仮差押又ハ仮処分ヲ為スニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス</p>
<p>(差押え、仮差押え及び仮処分)</p> <p>第五百五十四条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。</p>	<p>第五百五十四条 差押、仮差押及ヒ仮処分ハ権利者ノ請求ニ因リ又ハ法律ノ規定ニ従ハサルニ因リテ取消サレタルトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス</p>
<p>第五百五十五条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。</p>	<p>第五百五十五条 差押、仮差押及ヒ仮処分ハ時効ノ利益ヲ受クル者ニ対シテ之ヲ為ササルトキハ之ヲ其者ニ通知シタル後ニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス</p>
<p>(承認)</p> <p>第五百五十六条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利</p>	<p>第五百五十六条 時効中断ノ効力ヲ生スヘキ承認ヲ為スニハ相手方ノ権利ニ付キ</p>

<p>についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。</p>	<p>処分ノ能力又ハ権限アルコトヲ要セス</p>
<p>(中絶後の時効の進行)</p>	<p>第百五十七條 中絶シタル時効ハ其中</p>
<p>第百五十七條 中絶した時効は、その中絶の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。</p>	<p>第百五十七條 中絶シタル時効ハ其中断ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム</p>
<p>2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。</p>	<p>② 裁判上ノ請求ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム</p>
<p>(未成年者又は成年被後見人と時効の停止)</p>	<p>第百五十八條 時効ノ期間満了前六箇月以内ノ間に未成年者又ハ成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となつた時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。</p>
<p>2 未成年者又は成年被後見人がその</p>	<p>第百五十九條 未成年者又ハ成年被後見人カ其財産ヲ管理スル父、母又ハ後見</p>
<p>第百五十九條 未成年者又は成年被後見人がその</p>	<p>第百五十九條 未成年者又ハ成年被後見人カ其財産ヲ管理スル父、母又ハ後見</p>
<p>第百五十九條 未成年者又は成年被後見人がその</p>	<p>第百五十九條 未成年者又ハ成年被後見人カ其財産ヲ管理スル父、母又ハ後見</p>
<p>財産を管理する父、母又は後見人に対し有する権利については、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となつた時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。</p>	<p>財産を管理する父、母又は後見人ニ対シテ有スル権利ニ付テハ其者力能して權利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人ノ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六箇月内ハ時効完成セス</p>
<p>(夫婦間の権利の時効の停止)</p>	<p>第百五十九條 夫婦ノ一方カ他ノ一方ニ対シテ有スル權利ニ付テハ婚姻解除ノ時ヨリ六箇月内ハ時効完成セス</p>
<p>(相続財産に関する時効の停止)</p>	<p>第百六十條 相続財産ニ関シテハ相続人が確定シ、管理人ノ選任セラレ又ハ破産手続開始ノ決定アリタル時ヨリ六箇月内ハ時効完成セス</p>
<p>(天災等による時効の停止)</p>	<p>第百六十條 相続財産ニ関シテハ相続人が確定シ、管理人ノ選任セラレ又ハ破産手続開始ノ決定アリタル時ヨリ六箇月内ハ時効完成セス</p>

<p>第百六十一条 時効の期間の満了の時 に当たり、天災その他避けることので きない事変のため時効を中断すること ができないときは、その障害が消滅し た時から二週間を経過するまでの間 は、時効は、完成しない。</p>	<p>第百六十一条 時効ノ期間満了ノ時ニ 当たり天災其他避クヘカラサル事変ノ為 メ時効ヲ中断スルコト能ハサルトキハ其 妨碍ノ止ミタル時ヨリ二週内ハ時効完 成セス</p>
<p>第二節 取得時効 (所有権の取得時効) 第百六十二条 二十年間、所有の意思 をもって、平穩に、かつ、公然と他人 の物を占有した者は、その所有権を取 得する。</p>	<p>第二節 取得時効 第百六十二条 二十年間所有ノ意思ヲ 以テ平穩且公然ニ他人ノ物ヲ占有シタル 者ハ其所有権ヲ取得ス</p>
<p>2 十年間、所有の意思をもって、平 穩に、かつ、公然と他人の物を占有し た者は、その占有の開始の時に、善意 であり、かつ、過失がなかったとき は、その所有権を取得する。</p>	<p>② 十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然 ノ始善意ニシテ且過失ナカリシトキハ其 不動産ノ所有権ヲ取得ス</p>
<p>(所有権以外の財産権の取得時効) 第百六十三条 所有権以外の財産権</p>	<p>第百六十三条 所有権以外ノ財産権ヲ</p>
<p>を、自己のためにする意思をもって、 平穩に、かつ、公然と行使する者は、 前条の区別に従い二十年又は十年を経 過した後、その権利を取得する。</p>	<p>自己ノ為メニスル意思ヲ以テ平穩且公然 ニ行使スル者ハ前条ノ区別ニ従ヒ二十年 又ハ十年ノ後其権利ヲ取得ス</p>
<p>(占有の中止等による取得時効の中 断) 第百六十四条 第百六十二条の規定に よる時効は、占有者が任意にその占有 を中止し、又は他人によってその占有 を奪われたときは、中断する。</p>	<p>第百六十四条 第百六十二条ノ時効ハ 占有者力任意ニ其占有ヲ中止シ又ハ他人 ノ為メニ之ヲ奪ハレタルトキハ中断ス</p>
<p>第百六十五条 前条の規定は、第百六 十三条の場合について準用する。</p>	<p>第百六十五条 前条ノ規定ハ第百六十 三条ノ場合ニ之ヲ準用ス</p>
<p>第三節 消滅時効 (消滅時効の進行等) 第百六十六条 消滅時効は、権利を行 使することができる時から進行する。</p>	<p>第三節 消滅時効 第百六十六条 消滅時効ハ権利ヲ行使 スルコトヲ得ル時ヨリ進行ス</p>
<p>2 前項の規定は、始期付権利又は停 止条件付権利の目的物を占有する第三 者ノ為メニ</p>	<p>② 前項ノ規定ハ始期付又ハ停止条件付 権利ノ目的物ヲ占有スル第三者ノ為メニ</p>

<p>者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。</p>	<p>其占有ノ時ヨリ取得時効ノ進行スルコトヲ妨ケス但權利者ハ其時効ヲ中断スル為メ何時ニテモ占有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ得</p>
<p>(債権等の消滅時効) 第六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。</p>	<p>第六十七条 債権ハ十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス</p>
<p>2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。</p>	<p>② 債権又ハ所有権ニ非サル財産権ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス</p>
<p>(定期金債権の消滅時効) 第六十八条 定期金の債権は、第一回の弁済期から二十年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から十年間行使しないときも、同様とする。</p>	<p>第六十八条 定期金ノ債権ハ第一回ノ弁済期ヨリ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス最後ノ弁済期ヨリ十年間之ヲ行ハサルトキ亦同シ</p>
<p>2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。</p>	<p>② 定期金ノ債権者ハ時効中断ノ証ヲ得ル為メ何時ニテモ其債務者ノ承認書ヲ求ムルコトヲ得</p>

<p>(定期給付債権の短期消滅時効) 第六十九条 年又はこれより短い時期によって定められた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。</p>	<p>第六十九条 年又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル金銭其他ノ物ノ給付ヲ目的トスル債権ハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス</p>
<p>(三年の短期消滅時効) 第七十条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同一号の工事が終了した時から起算する。</p>	<p>第七十条 左ニ掲ケタル債権ハ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス</p>
<p>一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権</p>	<p>一 医師、産婆及ヒ薬剤師ノ治術、勤勞及ヒ調剤ニ関スル債権</p>
<p>二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権</p>	<p>二 技師、棟梁及ヒ請負人ノ工事ニ関スル債権但此時効ハ其負担シタル工事終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス</p>
<p>第七十一条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。</p>	<p>第七十一条 弁護士又ハ弁護士法人ハ事件終了ノ時ヨリ公証人ハ其職務執行ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ其職務ニ関シテ受取リタル書類ニ付キ其責ヲ免ル</p>



<p>も、その時効期間は、十年とする。裁 年トス裁判上ノ和解、調停其他確定判決 判上ノ和解、調停その他確定判決と同 ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ確定 一ノ効力を有するものによって確定し た権利についても、同様とする。</p> <p>2 前項の規定は、確定の時に弁済期 の到来していない債権については、適 用しない。</p>	<p>② 前項ノ規定ハ確定ノ当時未タ弁済期 ノ到来セサル債権ニハ之ヲ適用セス</p>
<p>第二編 物権</p>	<p>第二編 物権</p>
<p>第一章 総則</p>	<p>第一章 総則</p>
<p>(物権の創設)</p> <p>第七十五条 物権は、この法律その 他の法律に定めるもののほか、創設す ることができない。</p>	<p>第七十五条 物権ハ本法其他ノ法律 ニ定ムルモノノ外之ヲ創設スルコトヲ得 ス</p>
<p>(物権の設定及び移転)</p> <p>第七十六条 物権の設定及び移転 は、当事者の意思表示のみによって、 その効力を生ずる。</p>	<p>第七十六条 物権ノ設定及ヒ移転ハ 当事者ノ意思表示ノミニ因リテ其効力ヲ 生ス</p>

<p>(不動産に関する物権の変動の對抗要 件)</p> <p>第七十七条 不動産に関する物権の 得喪及び変更は、不動産登記法（平成 十六年法律第二十三号）その他の登 記に関する法律の定めるところに従い その登記をしなければ、第三者に対抗 することができない。</p>	<p>第七十七条 不動産ニ関スル物権ノ 得喪及ヒ変更ハ登記法ノ定ムル所ニ従ヒ 其登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者 ニ対抗スルコトヲ得ス</p>
<p>(動産に関する物権の譲渡の對抗要 件)</p> <p>第七十八条 動産に関する物権の譲 渡は、その動産の引渡しが必要ならば、 第三者に対抗することができない。</p>	<p>第七十八条 動産ニ関スル物権ノ譲 渡ハ其動産ノ引渡アルニ非サレハ之ヲ以 テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス</p>
<p>(混同)</p> <p>第七十九条 同一物について所有権 及び他の物権が同一人に帰属したとき は、当該他の物権は、消滅する。ただ し、その物又は当該他の物権が第三者 の権利の目的であるときは、この限り</p>	<p>第七十九条 同一物ニ付キ所有権及 ヒ他ノ物権カ同一人ニ帰シタルトキハ其 物権ハ消滅ス但其物又ハ其物権カ第三者 ノ権利ノ目的タルトキハ此限ニ在ラス</p> <p>② 所有権以外ノ物権及ヒ之ヲ目的トス</p>



<p>でない。</p> <p>2 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が同一人に帰属したときは、当該他の権利は、消滅する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>3 前二項の規定は、占有権については、適用しない。</p>	<p>ル他ノ権利カ同一人ニ帰シタルトキハ其権利ハ消滅ス此場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス</p>
<p>第二章 占有権</p> <p>第一節 占有権の取得</p>	<p>第二章 占有権</p> <p>第一節 占有権ノ取得</p>
<p>(占有権の取得)</p> <p>第百八十条 占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって取得する。</p>	<p>第百八十条 占有権ハ自己ノ為メニスル意思ヲ以テ物ヲ所持スルニ因リテ之ヲ取得ス</p>
<p>(代理占有)</p> <p>第百八十一条 占有権は、代理人によって取得することができる。</p>	<p>第百八十一条 占有権ハ代理人ニ依リテ之ヲ取得スルコトヲ得</p>
<p>(現実の引渡し及び簡易の引渡し)</p> <p>第百八十二条 占有権の譲渡は、占有物の引渡しによってする。</p> <p>2 譲受人又はその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権の譲渡は、当事者の意思表示のみによつてすることができる。</p>	<p>第百八十二条 占有権ノ譲渡ハ占有物ノ引渡ニ依リテ之ヲ為ス</p> <p>② 譲受人又ハ其代理人カ現ニ占有物ヲ所持スル場合ニ於テハ占有権ノ譲渡ハ当事者ノ意思表示ノミニ依リテ之ヲ為スコトヲ得</p>
<p>(占有改定)</p> <p>第百八十三条 代理人が自己の占有物を以後本人のために占有する意思を表示したときは、本人は、これによって占有権を取得する。</p>	<p>第百八十三条 代理人カ自己ノ占有物ヲ爾後本人ノ為メニ占有スヘキ意思ヲ表示シタルトキハ本人ハ之ニ因リテ占有権ヲ取得ス</p>
<p>(指図による占有移転)</p> <p>第百八十四条 代理人によって占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得する。</p>	<p>第百八十四条 代理人ニ依リテ占有ヲ為ス場合ニ於テ本人カ其代理人ニ対シ爾後第三者ノ為メニ其物ヲ占有スヘキ旨ヲ命ジ第三者之ヲ承諾シタルトキハ其第三者ハ占有権ヲ取得ス</p>

<p>(占有の性質の変更)</p> <p>第百八十五条 権原の性質上占有者に所有の意思がないものとされる場合には、その占有者が、自己に占有をさせた者に対して所有の意思があることを表示し、又は新たな権原により更に所有の意思をもって占有を始めるのでなければ、占有の性質は、変わらない。</p>	<p>第百八十五条 権原ノ性質上占有者ニ所有ノ意思ナキモノトスル場合ニ於テハ其占有者カ自己ニ占有ヲ為サシメタル者ニ対シ所有ノ意思アルコトヲ表示シ又ハ新権原ニ因リ更ニ所有ノ意思ヲ以テ占有ヲ始ムルニ非サレハ占有ハ其性質ヲ変セ</p>
<p>(占有の態様等に関する推定)</p> <p>第百八十六条 占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する。</p>	<p>第百八十六条 占有者ハ所有ノ意思ヲ以テ善意、平穩且公然ニ占有ヲ為スモノト推定ス</p>
<p>2 前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有は、その間継続したものと推定する。</p>	<p>② 前後兩時ニ於テ占有ヲ為シタル証拠アルトキハ占有ハ其間継続シタルモノト推定ス</p>
<p>(占有の承継)</p> <p>第百八十七条 占有者の承継人は、その選択に従い、自己の占有のみを主張し、又は自己の占有に前の占有者の占有を併せて主張することができる。</p>	<p>第百八十七条 占有者ノ承継人ハ其選択ニ從ヒ自己ノ占有ノミヲ主張シ又ハ自己ノ占有ニ前主ノ占有ヲ併セテ之ヲ主張スルコトヲ得</p>
<p>2 前の占有者の占有を併せて主張する場合には、その瑕疵をも承継する。</p> <p>第二節 占有権の効力</p>	<p>② 前主ノ占有ヲ併セテ主張スル場合ニ於テハ其瑕疵モ亦之ヲ承継ス</p> <p>第二節 占有権ノ効力</p>
<p>(占有物について行使する権利の適法の推定)</p> <p>第百八十八条 占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する。</p>	<p>第百八十八条 占有者カ占有物ノ上ニ行使スル權利ハ之ヲ適法ニ有スルモノト推定ス</p>
<p>(善意の占有者による果実の取得等)</p> <p>第百八十九条 善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得する。</p>	<p>第百八十九条 善意ノ占有者ハ占有物ヨリ生スル果実ヲ取得ス</p>
<p>2 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴えの提起の時から悪意の占有者とみなす。</p>	<p>② 善意ノ占有者カ本権ノ訴ニ於テ敗訴シタルトキハ其起訴ノ時ヨリ悪意ノ占有者ト看做ス</p>
<p>(悪意の占有者による果実の返還等)</p> <p>第百九十条 悪意の占有者は、果実を返還し、かつ、既に消費し、過失によって損傷し、又は収取を怠った果実の</p>	<p>第百九十条 悪意ノ占有者ハ果実ヲ返還シ且其既ニ消費シ、過失ニ因リテ毀損シ又ハ収取ヲ怠リタル果実ノ代価ヲ償還</p>

代価を償還する義務を負う。	スル義務ヲ負フ	使用する権利を取得する。	
2 前項の規定は、暴行若しくは強迫又は隠匿によって占有をしている者に ついて準用する。	② 前項ノ規定ハ強暴又ハ隠秘ニ因ル占有者ニ之ヲ準用ス	(盗品又は遺失物の回復)	第百九十三条 前条の場合において、 占有物が盗品又は遺失物であるとき は、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。
(占有者による損害賠償)	第百九十一条 占有物が占有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷したときは、その回復者に対し、悪意の占有者はその損害の全部の賠償をする義務を負い、善意の占有者はその滅失又は損傷によって現に利益を受けている限度において賠償をする義務を負う。ただし、所有の意思のない占有者は、善意であるときであっても、全部の賠償をしなければならない。	第百九十四条 占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。	第百九十四条 占有者カ盗品又ハ遺失物ヲ競売若クハ公ノ市場ニ於テ又ハ其物ト同種ノ物ヲ販売スル商人ヨリ善意ニテ買受ケタルトキハ被害者又ハ遺失主ハ占有者カ払ヒタル代価ヲ弁償スルニ非サレハ其物ヲ回復スルコトヲ得ス
(即時取得)	第百九十二条 取引行為によって、平穩且公然ニ動産ノ占有ヲ始メタル者カ善意ニシテ且過失ナキトキハ即時ニ其動産ノ上ニ行使スル権利ヲ取得ス	(動物の占有による権利の取得)	第百九十五条 家畜以外の動物で他人が飼育していたものを占有する者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、その動物が飼主の占有を離れた時に回復ノ請求ヲ受ケサルトキハ其動物ノ
第百九十二条 取引行為によって、平穩且公然ニ動産ノ占有ヲ始メタル者カ善意ニシテ且過失ナキトキハ即時ニ其動産ノ上ニ行使スル権利ヲ取得ス	第百九十二条 平穩且公然ニ動産ノ占有ヲ始メタル者カ善意ニシテ且過失ナキトキハ即時ニ其動産ノ上ニ行使スル権利ヲ取得ス	第百九十五条 家畜以外の動物で他人が飼育していたものを占有する者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、その動物が飼主の占有を離れた時に回復ノ請求ヲ受ケサルトキハ其動物ノ	第百九十五条 他人カ飼養セシ家畜外ノ動物ヲ占有スル者ハ其占有ノ始善意ニシテ且逃失ノ時ヨリ一个月内ニ飼養主ヨリ回復ノ請求ヲ受ケサルトキハ其動物ノ

<p>から一箇月以内に飼主から回復の請求を受けなかったときは、その動物について行使する権利を取得する。</p>	<p>上二行使スル権利ヲ取得ス</p>
<p>(占有者による費用の償還請求)</p>	
<p>第九十六条 占有者が占有物を返還する場合に、その物の保存のために支出した金額その他の必要費を回復者から償還させることができる。ただし、占有者が果実を取得したときは、通常必要費は、占有者の負担に帰する。</p>	<p>第九十六条 占有者カ占有物ヲ返還スル場合ニ於テハ其物ノ保存ノ為メニ費シタル金額其他ノ必要費ヲ回復者ヨリ償還セシムルコトヲ得但占有者カ果実ヲ取得シタル場合ニ於テハ通常ノ必要費ハ其負担ニ帰ス</p>
<p>2 占有者が占有物の改良のために支出した金額その他の有益費について、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、悪意の占有者に対しては、裁判所は、回復者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。</p>	<p>② 占有者カ占有物ノ改良ノ為メニ費シタル金額其他ノ有益費ニ付テハ其価格ノ増加カ現存スル場合ニ限り回復者ノ選択ニ従ヒ其費シタル金額又ハ増価額ヲ償還セシムルコトヲ得但悪意ノ占有者ニ対シテハ裁判所ハ回復者ノ請求ニ因リ之ニ相当ノ期限ヲ許与スルコトヲ得</p>
<p>(占有の訴え)</p> <p>第九十七条 占有者は、次条から第二百二条までの規定に従い、占有の訴えを提起することができる。他人のために占有をする者も、同様とする。</p>	<p>第九十七条 占有者ハ後五条ノ規定ニ従ヒ占有ノ訴ヲ提起スルコトヲ得他人ノ為メニ占有ヲ為ス者亦同シ</p>
<p>(占有保持の訴え)</p> <p>第九十八条 占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。</p>	<p>第九十八条 占有者カ其占有ヲ妨害セラレタルトキハ占有保持ノ訴ニ依リ其妨害ノ停止及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得</p>
<p>(占有保全の訴え)</p> <p>第九十九条 占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、占有保全の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。</p>	<p>第九十九条 占有者カ其占有ヲ妨害セラルル虞アルトキハ占有保全ノ訴ニ依リ其妨害ノ予防又ハ損害賠償ノ担保ヲ請求スルコトヲ得</p>
<p>(占有回収の訴え)</p> <p>第二百条 占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、それ</p>	<p>第二百条 占有者カ其占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回収ノ訴ニ依リ其物ノ返還</p>

<p>の物の返還及び損害の賠償を請求する ことができる。</p> <p>2 占有回収の訴えは、占有を侵奪し た者の特定承継人に対して提起するこ とができない。ただし、その承継人が 侵奪の事実を知っていたときは、この 限りでない。</p>	<p>及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>② 占有回収ノ訴ハ侵奪者ノ特定承継人 ニ対シテ之ヲ提起スルコトヲ得ス但其承 継人カ侵奪ノ事実ヲ知リタルトキハ此限 ニ在ラス</p>
<p>(占有の訴えの提起期間)</p> <p>第二百一条 占有保持の訴えは、妨害 の存する間又はその消滅した後一年以 内に提起しなければならない。ただ し、工事により占有物に損害を生じた 場合において、その工事に着手した時 から一年を経過し、又はその工事が完 成したときは、これを提起することが できない。</p> <p>2 占有保全の訴えは、妨害の危険の 存する間は、提起することができる。 この場合において、工事により占有物 に損害を生ずるおそれがあるときは、 前項ただし書の規定を準用する。</p>	<p>第二百一条 占有保持ノ訴ハ妨害ノ存 スル間又ハ其止ミタル後一年内ニ之ヲ提 起スルコトヲ要ス但工事ニ因リ占有物ニ 損害ヲ生シタル場合ニ於テ其工事著手ノ 時ヨリ一年ヲ経過シ又ハ其工事ノ竣成シ タルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス</p> <p>② 占有保全ノ訴ハ妨害ノ危険ノ存スル 間ハ之ヲ提起スルコトヲ得但工事ニ因リ 占有物ニ損害ヲ生スル虞アルトキハ前項 但書ノ規定ヲ準用ス</p> <p>③ 占有回収ノ訴ハ侵奪ノ時ヨリ一年内 ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス</p>
<p>3 占有回収の訴えは、占有を奪われ た時から一年以内に提起しなければな らない。</p> <p>(本権の訴えとの関係)</p> <p>第二百二条 占有の訴えは本権の訴え を妨げず、また、本権の訴えは占有の 訴えを妨げない。</p> <p>2 占有の訴えについては、本権に関 する理由に基づいて裁判をすることが できない。</p>	<p>3 占有ノ訴ハ本権ノ訴ト互 ニ相妨タルコトナシ</p> <p>② 占有ノ訴ハ本権ニ関スル理由ニ基キ テ之ヲ裁判スルコトヲ得ス</p>
<p>第三節 占有権の消滅</p> <p>(占有権の消滅事由)</p> <p>第二百三条 占有権は、占有者が占有 の意思を放棄し、又は占有物の所持を 失うことによって消滅する。ただし、 占有者が占有回収の訴えを提起したと きは、この限りでない。</p> <p>(代理占有権の消滅事由)</p>	<p>第三節 占有権ノ消滅</p> <p>第二百三条 占有権ハ占有者カ占有ノ 意思ヲ抛棄シ又ハ占有物ノ所持ヲ失フニ 因リテ消滅ス但占有者カ占有回収ノ訴ヲ 提起シタルトキハ此限ニ在ラス</p>

<p>第二百四十四条 代理人によって占有をす る場合には、占有権は、次に掲げる事 由によって消滅する。</p> <p>一 本人が代理人に占有をさせる意思 を放棄したこと。</p> <p>二 代理人が本人に対して以後自己又 は第三者のために占有物を所持する意 思を表示したこと。</p> <p>三 代理人が占有物の所持を失ったこ と。</p> <p>2 占有権は、代理権の消滅のみによ っては、消滅しない。</p> <p>第四節 準占有</p> <p>第二百五十五条 この章の規定は、自己の ためにする意思をもって財産権の行使 をする場合について準用する。</p> <p>第三章 所有権</p> <p>第一節 所有権の限界</p>	<p>第二百四十四条 代理人ニ依リテ占有ヲ為 ス場合ニ於テハ占有権ハ左ノ事由ニ因リ テ消滅ス</p> <p>一 本人カ代理人ヲシテ占有ヲ為サシ ムル意思ヲ抛棄シタルコト</p> <p>二 代理人カ本人ニ対シ爾後自己又ハ 第三者ノ為メニ占有物ヲ所持スヘキ意思 ヲ表示シタルコト</p> <p>三 代理人カ占有物ノ所持ヲ失ヒタル コト</p> <p>② 占有権ハ代理権ノ消滅ノミニ因リテ 消滅セス</p> <p>第四節 準占有</p> <p>第二百五十五条 本章ノ規定ハ自己ノ為メ ニスル意思ヲ以テ財産権ノ行使ヲ為ス場 合ニ之ヲ準用ス</p> <p>第三章 所有権</p> <p>第一節 所有権ノ限界</p>	<p>第一款 所有権の内容及び 範囲</p> <p>(所有権の内容)</p> <p>第二百六条 所有者は、法令の制限内 において、自由にその所有物の使用、 収益及び処分をする権利を有する。</p> <p>(土地所有権の範囲)</p> <p>第二百七条 土地の所有権は、法令の 制限内において、その土地の上下に及 ぶ。</p> <p>第二百八条 削除</p> <p>第二款 相隣関係</p> <p>(隣地の使用請求)</p> <p>第二百九条 土地の所有者は、境界又 はその付近において障壁又は建物を築 造し又は修繕するため必要な範囲内 ハ之ヲ修繕スル為メ必要ナル範囲内ニ於</p>	<p>第二百六条 所有者ハ法令ノ制限内ニ 於テ自由ニ其所有物ノ使用、収益及ヒ処 分ヲ為ス権利ヲ有ス</p> <p>第二百七条 土地ノ所有権ハ法令ノ制 限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ</p> <p>第二百八条 削除</p> <p>第二百九条 土地ノ所有者ハ疆界又ハ 其近傍ニ於テ牆壁若クハ建物ヲ築造シ又</p>	<p>第二百九条 土地ノ所有者ハ疆界又ハ 其近傍ニ於テ牆壁若クハ建物ヲ築造シ又</p>
--	--	--	---	---



<p>の土地の一部を譲り渡した場合について準用する。</p> <p>(自然水流に対する妨害の禁止)</p>	<p>第二百十四条 土地の所有者は、隣地ヨリ水ノ自然ニ流レ来ルヲ妨クルコトヲ得はならない。</p>	<p>第二百十四条 土地ノ所有者ハ隣地ヨリ水ノ自然ニ流レ来ルヲ妨クルコトヲ得ス</p>
<p>(水流の障害の除去)</p> <p>第二百十五条 水流が天災その他避けることのできない事変により低地において閉塞したときは、高地の所有者は、自己の費用で、水流の障害を除去するため必要な工事をする事ができる。</p>	<p>第二百十五条 水流カ事変ニ因リ低地ニ於テ阻塞シタルトキハ高地ノ所有者ハ自費ヲ以テ其疏通ニ必要ナル工事ヲ為スコトヲ得</p>	
<p>(水流に関する工作物の修繕等)</p> <p>第二百十六条 他の土地に貯水、排水又は引水のために設けられた工作物の破壊又は閉塞により、自己の土地に損害が及び、又は及ぶおそれがある場合には、その土地の所有者は、当該他の</p>	<p>第二百十六条 甲地ニ於テ貯水、排水又ハ引水ノ為メニ設ケタル工作物ノ破潰又ハ阻塞ニ因リテ乙地ニ損害ヲ及ホシ又ハ及ホス虞アルトキハ乙地ノ所有者ハ甲地ノ所有者ヲシテ修繕若クハ疏通ヲ為サ</p>	
<p>土地の所有者に、工作物の修繕若しくは障害の除去をさせ、又は必要があるときは予防工事をさせることができる。</p>	<p>(費用の負担についての慣習)</p> <p>第二百十七条 前二条の場合において、費用の負担について別段の慣習があるときは、その慣習に従う。</p>	<p>第二百十七条 前二条ノ場合ニ於テ費用ノ負担ニ付キ別段ノ慣習アルトキハ其慣習ニ従フ</p>
<p>(雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止)</p> <p>第二百十八条 土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない。</p>	<p>第二百十八条 土地ノ所有者ハ直チニ雨水ヲ隣地ニ注瀉セシムヘキ屋根其他ノ工作物ヲ設クルコトヲ得ス</p>	
<p>(水流の変更)</p> <p>第二百十九条 溝、堀その他の水流地の所有者は、対岸の土地が他人の所有に属するときは、その水路又は幅員を変更してはならない。</p>	<p>第二百十九条 溝渠其他ノ水流地ノ所有者ハ対岸ノ土地カ他人ノ所有ニ属スルトキハ其水路又ハ幅員ヲ変スルコトヲ得ス</p>	
<p>2 両岸の土地が水流地の所有者に属</p>	<p>② 両岸ノ土地カ水流地ノ所有者ニ属ス</p>	



<p>するときは、その所有者は、水路及び幅員を変更することができる。ただし、水流が隣地と交わる地点において、自然の水路に戻さなければならぬ。</p> <p>3 前二項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。</p>	<p>ルトキハ其所有者ハ水路及ヒ幅員ヲ変スルコトヲ得但下口ニ於テ自然ノ水路ニ復スルコトヲ要ス</p> <p>③ 前二項ノ規定ニ異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ従フ</p>
<p>(排水のための低地の通水)</p> <p>第二百二十条 高地の所有者は、その高地が浸水した場合にこれを乾かすため、又は自家用若しくは農工業用の余水を排出するため、公の水流又は下水道に至るまで、低地に水を通過させることができる。この場合においては、低地のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならない。</p>	<p>第二百二十条 高地ノ所有者ハ浸水地ヲ乾カス為メ又ハ家用若クハ農工業用ノ余水ヲ排泄スル為メ公路、公流又ハ下水道ニ至ルマテ低地ニ水ヲ通過セシムルコトヲ得但低地ノ為メニ損害最モ少キ場所及ヒ方法ヲ選フコトヲ要ス</p>
<p>(通水用工作物の使用)</p> <p>第二百二十一条 土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用</p>	<p>第二百二十一条 土地ノ所有者ハ其所有地ノ水ヲ通過セシムル為メ高地又ハ低地ノ所有者カ設ケタル工作物ヲ使用スル</p>
<p>用することができる。</p> <p>2 前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。</p>	<p>コトヲ得</p> <p>② 前項ノ場合ニ於テ他人ノ工作物ヲ使用スル者ハ其利益ヲ受クル割合ニ応シテ工作物ノ設置及ヒ保存ノ費用ヲ分担スルコトヲ要ス</p>
<p>(堰の設置及び使用)</p> <p>第二百二十二条 水流地の所有者は、堰を設ける必要がある場合には、対岸の土地が他人の所有に属するときであっても、その堰を対岸に付着させて設けることができる。ただし、これによって生じた損害に対して償金を支払わなければならない。</p> <p>2 対岸の土地の所有者は、水流地の一部がその所有に属するときは、前項の堰を使用することができる。</p> <p>3 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>第二百二十二条 水流地ノ所有者ハ堰ヲ設クル需要アルトキハ其堰ヲ対岸ニ附著セシムルコトヲ得但之ニ因リテ生シタル損害ニ対シテ償金ヲ払フコトヲ要ス</p> <p>② 対岸ノ所有者ハ水流地ノ一部カ其所有ニ属スルトキハ右ノ堰ヲ使用スルコトヲ得但前条ノ規定ニ従ヒ費用ヲ分担スルコトヲ要ス</p>
<p>(境界標の設置)</p> <p>第二百二十三条 土地の所有者は、隣</p>	<p>第二百二十三条 土地ノ所有者ハ隣地</p>

<p>地の所有者と共同の費用で、境界標を設けることができる。</p>	<p>ノ所有者ト共同ノ費用ヲ以テ疆界ヲ標示スヘキ物ヲ設クルコトヲ得</p>	<p>第二百二十六条 前条の囲障の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合ノ費用ハ相隣者平分シテ之ヲ負担ス</p>
<p>(境界標の設置及び保存の費用)</p>	<p>第二百二十四条 境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。ただし、測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担する。</p>	<p>第二百二十七条 相隣者の一人は、第二百二十五条第二項に規定する材料より良好なものをを用い、又は同項に規定する高さを増して囲障を設けることができる。ただし、これによって生ずる費用の増加額を負担しなければならない。</p>
<p>(囲障の設置)</p>	<p>第二百二十五条 二棟の建物がその所有者を異にし、かつ、その間に空地があるときは、各所有者は、他の所有者と共同の費用で、その境界に囲障を設けることができる。</p> <p>2 当事者間に協議が調わないときは、前項の囲障は、板塀又は竹垣その他これらに類する材料のものであって、かつ、高さ二メートルのものでなければならない。</p>	<p>(相隣者の一人による囲障の設置)</p> <p>第二百二十八条 前三条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。</p> <p>(境界標等の共有の推定)</p> <p>第二百二十九条 境界線上に設けた境界標、囲障、障壁、溝及び堀は、相隣者の共有に属するものと推定する。</p>
<p>(囲障の設置及び保存の費用)</p>	<p>② 当事者ノ協議調ハサルトキハ前項ノ圍障ハ板屏又ハ竹垣ニシテ高さ二メートルタルコトヲ要ス</p>	<p>第二百二十九条 疆界線上ニ設ケタル界標、圍障、障壁及ヒ溝渠ハ相隣者ノ共有ニ屬スルモノト推定ス</p>

<p>第二百三十条 一棟の建物の一部を構成する境界線上の障壁については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 高さの異なる二棟の隣接する建物を隔てる障壁の高さが、低い建物の高さを超えるときは、その障壁のうち低い建物を超える部分についても、前項と同様とする。ただし、防火障壁については、この限りでない。</p>	<p>第二百三十条 一棟ノ建物ノ部分ヲ構成スル境界線上ノ障壁ニハ前条ノ規定ヲ適用セス</p> <p>② 高さノ不同ナル二棟ノ建物ヲ隔ツル障壁ノ低キ建物ヲ踰ユル部分亦同シ但防火障壁ハ此限ニ在ラス</p>
<p>(共有の障壁の高さを増す工事)</p> <p>第二百三十一条 相隣者の一人は、共有の障壁の高さを増すことができる。ただし、その障壁がその工事に耐えないときは、自己の費用で、必要な工作を加え、又はその障壁を改築しなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定により障壁の高さを増したときは、その高さを増した部分は、その工事をした者の単独の所有に属する。</p>	<p>第二百三十一条 相隣者ノ一人ハ共有ノ障壁ノ高サヲ増スコトヲ得但其障壁カ此工事ニ耐ヘサルトキハ自費ヲ以テ工作ヲ加ヘ又ハ其障壁ヲ改築スルコトヲ要ス</p> <p>② 前項ノ規定ニ依リテ障壁ノ高サヲ増シタル部分ハ其工事ヲ為シタル者ノ専有ニ属ス</p>
<p>第二百三十二条 前条の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。</p> <p>(竹木の枝の切除及び根の切取り)</p> <p>第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。</p> <p>2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。</p>	<p>第二百三十二条 前条ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其償金ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>第二百三十三条 隣地ノ竹木ノ枝カ境界線ヲ踰ユルトキハ其竹木ノ所有者ヲシテ其枝ヲ剪除セシムルコトヲ得</p> <p>② 隣地ノ竹木ノ根カ境界線ヲ踰ユルトキハ之ヲ截取スルコトヲ得</p>
<p>(境界線付近の建築の制限)</p> <p>第二百三十四条 建物を築造するに当たっては、境界線から五十センチメートル以上の距離を保たなければならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に</p>	<p>第二百三十四条 建物ヲ築造スルニハ境界線ヨリ五十センチメートル以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス</p> <p>② 前項ノ規定ニ違ヒテ建築ヲ為サントスル者アルトキハ隣地ノ所有者ハ其建築ヲ廃止シ又ハ之ヲ変更セシムルコトヲ得但建築著手ノ時ヨリ一年ヲ経過シ又ハ其</p>

<p>着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができる。</p>	<p>建築ノ竣成シタル後ハ損害賠償ノ請求ノミヲ為スコトヲ得</p>
<p>第二百三十五条 境界線から一メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側（ベランダを含む。次項において同じ。）を設ける者は、目隠しを付けなければならない。</p>	<p>第二百三十五条 疆界線ヨリ一メートル未満ノ距離ニ於テ他人ノ宅地ヲ觀望スヘキ窓又ハ椽側ヲ設クル者ハ目隠ヲ附スルコトヲ要ス</p> <p>② 前項ノ距離ハ窓又ハ椽側ノ最モ隣地ニ近キ点ヨリ直角線ニテ疆界線ニ至ルマテヲ測算ス</p>
<p>2 前項の距離は、窓又は縁側の最モ隣地に近い点から垂直線によって境界線に至るまでを測定して算出する。</p>	<p>前二条ノ規定ト異ナル慣習ニ従フ</p>
<p>（境界線付近の建築に関する慣習）</p> <p>第二百三十六条 前二条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。</p>	<p>第二百三十六条 前二条ノ規定ニ異ナル慣習アルトキハ其慣習ニ従フ</p>
<p>（境界線付近の掘削の制限）</p>	<p>井戸、用水溜、下水溜又ハ肥料溜ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ二メ</p>
<p>第二百三十七条 井戸、用水だめ、下</p>	<p>井戸、用水溜、下水溜</p>
<p>から二メートル以上、池、穴蔵又はし尿だめを掘るには境界線から一メートル以上の距離を保たなければならない。</p> <p>2 導水管を埋め、又は溝若しくは堀を掘るには、境界線からその深さの二分の一以上の距離を保たなければならない。ただし、一メートルを超えることを要しない。</p>	<p>一メートル以上池、地窖又ハ厠坑ヲ穿ツニハ一メートル以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス</p> <p>② 水樋ヲ埋メ又ハ溝渠ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ其深サノ半以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス但一メートルヲ踰ユルコトヲ要セス</p>
<p>（境界線付近の掘削に関する注意義務）</p> <p>第二百三十八条 境界線の付近において前条の工事をするときは、土砂の崩壊又は水若しくは汚液の漏出を防ぐため必要な注意をしなければならない。</p>	<p>第二百三十八条 疆界線ノ近傍ニ於テ前条ノ工事ヲ為ストキハ土砂ノ崩壊又ハ水若クハ汚液ノ滲漏ヲ防クニ必要ナル注意ヲ為スコトヲ要ス</p>
<p>第二節 所有権の取得</p>	<p>第二節 所有権ノ取得</p>
<p>（無主物の帰属）</p>	<p>無主ノ動産ハ所有ノ</p>
<p>第二百三十九条 所有者のない動産は、所有の意思をもって占有すること</p>	<p>第二百三十九条 無主ノ動産ハ所有ノ意思ヲ以テ之ヲ占有スルニ因リテ其所有</p>

<p>によって、その所有権を取得する。</p> <p>2 所有者のない不動産は、国庫に帰属する。</p>	<p>権ヲ取得ス</p> <p>② 無主ノ不動産ハ国庫ノ所有ニ属ス</p>
<p>(遺失物の拾得)</p> <p>第二百四十条 遺失物は、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)の定めるところに従い公告をした後三箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。</p>	<p>第二百四十条 遺失物ハ特別法ノ定ムル所ニ従ヒ公告ヲ為シタル後六个月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有権ヲ取得ス</p>
<p>(埋蔵物の発見)</p> <p>第二百四十一条 埋蔵物は、遺失物法の定めるところに従い公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを発見した者がその所有権を取得する。ただし、他人の所有する物の中から発見された埋蔵物については、これを発見した者及びその他人が等しい割合でその所有権を取得する。</p>	<p>第二百四十一条 埋蔵物ハ特別法ノ定ムル所ニ従ヒ公告ヲ為シタル後六个月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ発見者其所有権ヲ取得ス但他人ノ物ノ中ニ於テ発見シタル埋蔵物ハ発見者及ヒ其物ノ所有者折半シテ其所有権ヲ取得ス</p>
<p>(不動産の付合)</p> <p>第二百四十二条 不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によつてその物を附属させた他人の権利を妨げない。</p>	<p>第二百四十二条 不動産ノ所有者ハ其不動産ノ従トシテ之ニ附合シタル物ノ所有権ヲ取得ス但権原ニ因リテ其物ヲ附属セシメタル他人ノ権利ヲ妨ケス</p>
<p>(動産の付合)</p> <p>第二百四十三条 所有者を異にする数個の動産が、付合により、損傷しなれば分離することができなくなったときは、その合成物の所有権は、主たる動産の所有者に帰属する。分離するに過分の費用を要するときも、同様とする。</p>	<p>第二百四十三条 各別ノ所有者ニ属スル数個ノ動産カ附合ニ因リ毀損スルニ非サレハ之ヲ分離スルコト能ハサルニ至リタルトキハ其合成物ノ所有権ハ主タル動産ノ所有者ニ属ス分離ノ為メ過分ノ費用ヲ要スルトキ亦同シ</p>
<p>第二百四十四条 付合した動産について主従の区別をすることができないときは、各動産の所有者は、その付合の時ににおける価格の割合に応じてその合成物を共有する。</p>	<p>第二百四十四条 附合シタル動産ニ付キ主従ノ区別ヲ為スコト能ハサルトキハ各動産ノ所有者ハ其附合ノ当時ニ於ケル価格ノ割合ニ応シテ合成物ヲ共有ス</p>

(混和)	
<p>第二百四十五条 前二条の規定は、所 有者を異にする物が混和して識別する ことができなくなった場合について準 用する。</p>	<p>第二百四十五条 前二条ノ規定ハ各別 ノ所有者ニ属スル物カ混和シテ識別スル コト能ハサルニ至リタル場合ニ之ヲ準用 ス</p>
(加工)	
<p>第二百四十六条 他人の動産に工作を 加えた者（以下この条において「加工 者」という。）があるときは、その加工 物の所有権は、材料の所有者に帰属す る。ただし、工作によって生じた価格 が材料の価格を著しく超えるときは、 加工者とその加工物の所有権を取得す る。</p> <p>2 前項に規定する場合において、加 工者が材料の一部を供したときは、そ の価格に工作によって生じた価格を加 えたものが他人の材料の価格を超える ときに限り、加工者とその加工物の所 有権を取得する。</p>	<p>第二百四十六条 他人ノ動産ニ工作ヲ 加ヘタル者アルトキハ其加工物ノ所有権 ハ材料ノ所有者ニ属ス但工作ニ因リテ生 シタル価格カ著シク材料ノ価格ニ超ユル トキハ加工者其物ノ所有権ヲ取得ス</p> <p>② 加工者カ材料ノ一部ヲ供シタルトキ ハ其価格ニ工作ニ因リテ生シタル価格ヲ 加ヘタルモノカ他人ノ材料ノ価格ニ超ユ ルトキニ限り加工者其物ノ所有権ヲ取得 ス</p>
(付合、混和又は加工の効果)	
<p>第二百四十七条 第二百四十二条から 前条までの規定により物の所有権が消 滅したときは、その物について存する 他の権利も、消滅する。</p> <p>2 前項に規定する場合において、物 の所有者が、合成物、混和物又は加工 物（以下この項において「合成物等」 という。）の単独所有者となったとき は、その物について存する他の権利は 以後その合成物等について存し、物の 所有者が合成物等の共有者となったと きは、その物について存する他の権利 は以後その持分について存する。</p> <p>（付合、混和又は加工に伴う償金の請 求）</p> <p>第二百四十八条 第二百四十二条から 前条までの規定の適用によって損失を 受けた者は、第七百三条及び第七百四 条の規定に従い、その償金を請求する ことができる。</p>	<p>第二百四十七条 前五条ノ規定ニ依リ テ物ノ所有権カ消滅シタルトキハ其物ノ 上ニ存セル他ノ権利モ亦消滅ス</p> <p>② 右ノ物ノ所有者カ合成物、混和物又 ハ加工物ノ単独所有者ト為リタルトキハ 前項ノ権利ハ爾後合成物、混和物又ハ加 工物ノ上ニ存シ其共有者ト為リタルトキ ハ其持分ノ上ニ存ス</p> <p>第二百四十八条 前六条ノ規定ノ適用 ニ因リテ損失ヲ受ケタル者ハ第七百三条 及ヒ第七百四条ノ規定ニ從ヒ償金ヲ請求 スルコトヲ得</p>